議　会　概　要

令和８年度 10 月改定版

目　　次

Ⅰ　市　勢　……1
Ⅱ　議会構成　……4
Ⅲ　議会運営　……13
Ⅳ　議会開催状況　……22
Ⅴ　議会費及び報酬等　……26
Ⅵ　議会事務局　……32
Ⅶ　視察・調査状況　……35
Ⅷ　議会の改革・活性化　……37



長野市議会事務局

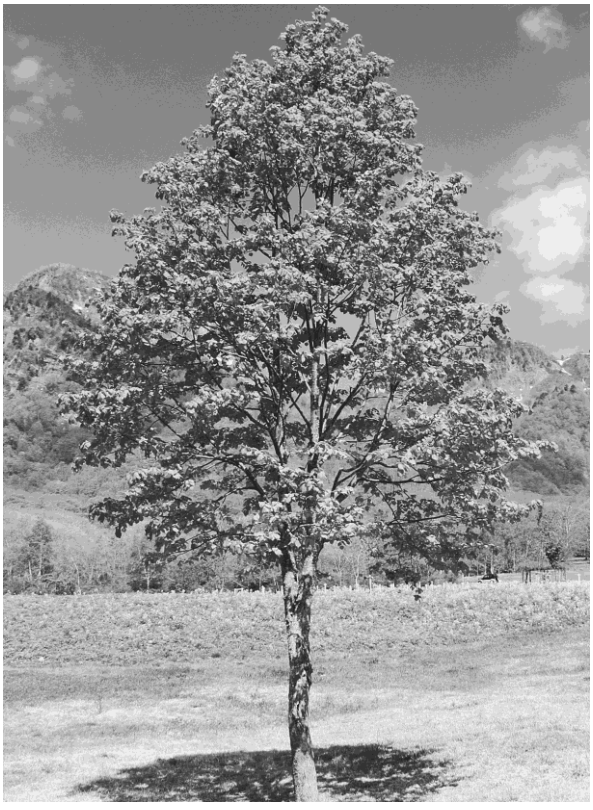
都　市　宣　言　等

明るい選挙都市宣言	（S43. 3.26）
スポーツ都市宣言	（S50. 6.15）
部落解放都市宣言	（S51. 4.10）
福祉都市宣言	（S52.10. 9）
青少年健全育成都市宣言	（S52.10. 9）
平和都市宣言	（S60. 9.27・S63. 9.12一部改正）
交通安全都市宣言	（H5. 3.23）

長野市民憲章　（S62.12.21制定）

長野市市の木・市の花　（S62. 4. 1制定）

シナノキ　リンゴの花





Ⅰ 市　勢

長野市は、北アルプスに源を発する犀川の扇状地と千曲川の沖積地によって形成された肥沃な長野盆地に位置し、平安の昔から「三国一の霊場」善光寺の門前町として日本全国に親しまれてきた。

長野の地は、推古天皇10年－西暦602年(「善光寺縁起」)、善光寺如来が信州に下向してから駅伝路線が通じ、奈良・平安・鎌倉・室町と時代を経て大集落を形成し、善光寺の門前町としてその体裁を整え、戦国時代には上杉・武田両氏がその所領を争う地となった。

武田氏の滅亡後、森領、上杉領、豊臣領と続き、慶長６年長野村、箱清水村は寺領として所与され善光寺領となり、他は松平、徳川、真田等の地領として変転し明治３年12月版籍奉還となった。この間、善光寺の門前町は、同時に北国街道の宿場町や市場町としても栄え、町の基礎が築かれた。

明治４年廃藩置県により、長野県の管轄となり、県庁が置かれた。明治９年８月筑摩県が廃され中南信地域が長野県に合併されることになり長野町は長野県の県都として発足することになり、地方行政の中心的役割を果たし、地方の政治都市の色彩を濃くした。

明治22年４月町村制施行により４町１か村が合併して新たに長野町となり、明治30年市制施行により、県内で初めての市として長野市が誕生し、中央の出先機関や経済・文化面にわたる中心的機関が集中され、また、信越本線・篠ノ井線が開通するなど、政治、経済、文化及び交通の要衝として急速に発展した。

その後、大正12年７月隣接の１町３か村を編入合併した。さらに昭和29年４月隣接の10か村を編入合併し、市域は拡大され、道路整備、信越・篠ノ井両線の輸送強化による産業の発展と相まって近代的な大都市としての基礎が築かれた。

昭和41年10月、長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の２市３町３か村の大合併により、面積404平方キロメートル、人口27万の都市となった。

こうした都市の拡大・発展の中で平成８年９月に人口は36万を超え、平成９年４月１日には明治30年の市制施行以来100周年を迎えた。100周年記念事業として第18回オリンピック冬季競技大会（平成10年２月)、第７回パラリンピック冬季競技大会（平成10年３月）が開催された。オリンピック等の開催により、長く市民の願いであった新幹線･高速道も実現し、市内の都市基盤整備も急速に進んだ。また、平成11年４月１日、政令指定都市に準じた権限を持つ中核市に移行したことにより、これまで以上に、市民に身近な行政をスピーディに処理できることになった。

平成17年１月に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を、平成22年１月には信州新町、中条村を編入合併し、新しい長野市がスタートした。明治30年市制施行当時の面積９平方キロメートル、人口３万足らずの小都市にすぎなかった長野市も、面積835平方キロメートル、人口39万弱の都市となった。

現在は、平成29年度を初年度とし、令和８年度を目標年次とする「第五次長野市総合計画」をまちづくりの指針として定め、長野市の将来像「幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～」の実現を目指し、真の豊かさや幸せを実感し、“活き生き”と生活できる持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

１　市 制 施 行　明治30年(1897年) ４月１日

２　人口・世帯数　令和８年10月１日現在

357,416人（166,840世帯）

男　173,819人

女　183,597人

年少人口（０～14歳）　10.8％

生産年齢人口（15～64歳）　57.8％

老年人口（65歳以上）　31.4％

（参考）令和２年国勢調査

372,760人（156,975世帯）

男　181,284人

女　191,476人

３　面 積 ・ 地 勢　総面積　834.81平方キロメートル

広ぼう　東西36.5キロメートル　南北41.7キロメートル

海　抜　362.49メートル（市役所）

4　市域の変遷

年　月　日	編入・合併又は分割した地域名	区域面積　㎢	市域面積　㎢
明治30．4．1	市　制　施　行	－	9.05
大正12．7．1	上水内郡芹田村、古牧村、三輪村、吉田町 １町３か村編入	22.01	31.06
昭和29．4．1	上水内郡古里村、柳原村、浅川村、大豆島村、朝陽村、若槻村、長沼村、安茂里村、小田切村、芋井村 10か村編入	127.88	158.94
昭和41.10.16	長野市、篠ノ井市、埴科郡松代町、上高井郡若穂町、更級郡川中島町、更北村、信更村、上水内郡七二会村 ２市３町３か村新設合併	245.16	404.10
昭和45．8．1	七二会地区の一部を上水内郡中条村へ分割	0.02	404.08
平成２．９．１	測量法第27条第1項の規定に基づく基本測量関係事項公告による	－	404.35
平成17．１．１	更級郡大岡村、上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村 １町３か村編入	334.16	738.51
平成21．１．１	面積の改訂	－	730.83
平成22．１．１	上水内郡信州新町、中条村 １町１か村編入	104.02	834.85
平成26.10．１	面積の改訂		834.81

5　産業（大分類）別15歳以上就業者数（不詳補完値）

（令和２年国勢調査　※参考表６より抜粋）

区分		就業者数（単位：人・%）		
第１次産業	農業	10,534（ 5.5）	10,856（ 5.7）	192,111（100.0）
	林業	318（ 0.1）		
	漁業	4（ 0.0）		
第２次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	33（ 0.0）	42,354（22.0）	
	建設業	15,727（ 8.2）		
	製造業	26,594（13.8）		
第３次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,219（ 0.6）	138,901（72.3）	
	情報通信業	6,333（ 3.3）		
	運輸業、郵便業	9,120（ 4.7）		
	卸売業、小売業	31,112（16.2）		
	金融業、保険業	6,196（ 3.2）		
	不動産業、物品賃貸業	3,504（ 1.8）		
	学術研究、専門・技術サービス業	6,399（ 3.3）		
	宿泊業、飲食サービス業	10,531（ 5.5）		
	生活関連サービス業、娯楽業	6,585（ 3.4）		
	教育、学習支援業	9,452（ 4.9）		
	医療、福祉	26,382（13.7）		
	複合サービス事業	2,244（ 1.2）		
	サービス業（他に分類されないもの）	12,017（ 6.3）		
	公務（他に分類されるものを除く）	7,807（ 4.1）		

6　令和８年度当初予算

(1) **各会計予算**　（単位：千円）

各会計予算総額	315,846,900

一般会計	195,220,000

国民健康保険特別会計	33,505,300	産業団地事業会計	179,400
駐車場事業特別会計	129,900	水道事業会計	15,858,400
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	29,600	下水道事業会計	25,407,500
介護保険特別会計	36,860,500	戸隠観光施設事業会計	222,200
授産施設特別会計	75,200	企業会計（４会計）	41,667,500
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	48,000		
後期高齢者医療特別会計	7,430,600		
病院事業債管理特別会計	880,300		
公共料金等集合支払特別会計（※）	2,398,100		
特別会計（８会計）	78,959,400		

※　公共料金等集合支払特別会計は、他会計と重複するため、金額については合計に含まない。

(2)　**一般会計予算款別一覧**　（単位：千円・％）

歳入 款	予算額	構成比	歳出 款	予算額	構成比
1 市税	63,693,000	32.6	1 議会費	688,700	0.3
2 地方譲与税	1,446,000	0.7	2 総務費	21,671,336	11.1
3 利子割交付金	104,000	0.1	3 民生費	72,726,820	37.3
4 配当割交付金	381,000	0.2	4 衛生環境費	13,466,933	6.9
5 株式等譲渡所得割交付金	489,000	0.2	5 労働費	181,453	0.1
6 地方消費税交付金	11,712,000	6.0	6 農林業費	2,567,714	1.3
7 ゴルフ場利用税交付金	49,000	0.0	7 商工観光費	10,646,373	5.4
8 自動車税環境性能割交付金	13,000	0.0	8 土木費	18,381,096	9.4
9 地方特例交付金・法人事業税交付金	1,787,000	0.9	9 消防費	5,408,989	2.8
			10 教育費	34,132,396	17.5
10 地方交付税	25,546,000	13.1	11 災害復旧費	196,090	0.1
11 交通安全対策特別交付金	48,000	0.0	12 公債費	14,952,100	7.7
12 分担金及び負担金	964,402	0.5	13 予備費	200,000	0.1
13 使用料及び手数料	2,397,428	1.2			
14 国庫支出金	34,342,257	17.6			
15 県支出金	14,196,293	7.3			
16 財産収入	924,638	0.5			
17 寄附金	2,023,293	1.0			
18 繰入金	6,369,102	3.3			
19 繰越金	100,000	0.1			
20 諸収入	8,894,987	4.6			
21 市債	19,739,600	10.1			
合計	195,220,000	100.0	合計	195,220,000	100.0

備考　構成比については、各項目において端数処理しているため、合計と一致しない場合がある。

7　主な財政指標　（令和７年度決算）

財政力指数	0.71	経常収支比率	90.7％
公債費比率	6.1％	経常一般財源等比率	105.0％
実質公債費比率	4.3％	実質収支比率	3.1％
将来負担比率	13.3％		

Ⅱ　議会構成

1　概　況

昭和41年10月16日、長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の２市３町３か村が合併し、新長野市が発足した。新長野市の議会は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第４条第１項の規定を適用し、翌年９月30日までの間旧市町村議会の議員（長野市39人、篠ノ井市28人、松代町20人、若穂町26人、川中島町22人、更北村26人、七二会村16人、信更村18人）が在任し、195人の議員で構成された。新市発足後最初の昭和42年９月の一般選挙は、旧市町村の区域を選挙区とする８選挙区制で実施され、法定数44人の議員が同年10月１日から就任した。昭和46年９月の一般選挙からは、全市で一つの選挙区によって行われた。

昭和50年10月の国勢調査により人口が30万を超え法定数48人となったが、長野市議会の議員の定数を減少する条例の制定及び改正により、２度にわたり定数を減少した。また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正を受け、平成14年12月市議会定例会において、議員定数を42人とする長野市議会の議員の定数を定める条例を制定した。

平成17年１月１日、豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を編入した。議員の定数及び任期については、合併特例法第６条第２項及び第３項の規定を適用し、同年１月30日、旧町村の区域を選挙区とする４選挙区で増員選挙が行われた。

平成17年９月市議会定例会で設置した議員定数等調査研究特別委員会の報告に基づき、平成18年９月市議会定例会において、長野市議会の議員の定数を定める条例を改正した。この改正により、新たな定数は、42人から３人減の39人となり、平成19年９月23日に執行された一般選挙から適用された。

平成22年１月１日、信州新町、中条村を編入した。議員の定数及び任期については、新合併特例法第８条第２項及び第３項の規定を適用し、平成23年９月30日までの任期に限り旧町村ごとに１人ずつ議員を増員することとなった。同年１月31日、旧町村の区域を選挙区とする２選挙区で増員選挙が行われた。

平成23年９月18日以降に執行された一般選挙は定数39人で行われた。

令和３年８月から議員定数の検証・検討を行ってきた議会活性化検討委員会2019は、令和４年12月に定数３減と現状維持の意見を併記し報告とした。その後、令和５年３月市議会定例会において、長野市議会の議員の定数を定める条例を改正した。この改正により、新たな定数は、39人から３人減の36人となり、令和５年９月17日に執行された一般選挙から適用されている。

2　議 員 数（Ｒ８.10.１現在）

条例定数：36人　現員数：36人

※　平成23年８月１日　地方自治法の改正により議員定数の上限数の制限の廃止（平成23年法律第35号）

3　定数条例の制定・改正

昭和53年９月30日公布、昭和54年９月23日の一般選挙から施行（定数減少条例改正）

平成10年９月30日公布、平成11年９月19日の一般選挙から施行（定数減少条例改正）

平成14年12月27日公布、平成15年９月21日の一般選挙から施行（定数条例制定）

平成18年９月28日公布・施行、平成19年９月23日の一般選挙から適用（定数条例改正）

令和５年３月１日公布・施行、令和５年９月17日の一般選挙から適用（定数条例改正）

4　現議員の任期

令和５年10月１日から令和９年９月30日まで。

５　歴代議長・副議長

議長				副議長			
順位	氏　　名	就任年月日	退任年月日	順位	氏　　名	就任年月日	退任年月日
初代	前　島　元　助	M30．6．14	M34．1．17	初代	水品　平右衛門	M30．6．14	M33．5．28
2	水品　平右衛門	〃34．1．17	〃35．1．16	2	原　山　太　吉	〃33．6．13	〃39．1．18
3	前　島　元　助	〃35．1．17	〃37．3．8	3	小　坂　定次郎	〃39．1．19	〃40．1．30
4	水品　平右衛門	〃37．3．26	〃39．1．19	4	太田　権右衛門	〃40．1．31	〃41．1．26
5	原　山　太　吉	〃39．1．19	〃40．1．30	5	小　坂　定次郎	〃41．1．27	〃42．5．29
6	西　沢　治　作	〃40．1．31	〃45．5．31	6	中　野　精一郎	〃43．1．12	〃45．5．31
7	諏訪部庄左衛門	〃45．6．12	Ｔ６．４．…	7	池　田　元　吉	〃45．6．12	Ｔ９．５．31
8	笠　原　忠　造	Ｔ６．４．…	〃９．５．…	8	夏　目　平　助	Ｔ９．６．…	〃13．５．31
9	松橋　久左衛門	〃９．６．…	〃13．５．…	9	長田　茂左衛門	〃13．６．…	Ｓ３．５．31
10	塚　田　嘉太郎	〃13．６．…	〃15．１．…	10	大　塚　貞　磨	Ｓ３．６．21	〃７．５．31
11	鈴　木　雄次郎	〃15．１．…	Ｓ３．３．31	11	早　川　宗治郎	〃７．６．16	〃８．７．７
12	荒　井　郡　司	Ｓ３．４．９	〃３．５．31	12	新　井　　昇	〃８．８．15	〃11．５．31
13	船　坂　恒　久	〃３．６．15	〃７．５．31	13	大　塚　貞　磨	〃11．６．18	〃15．５．31
14	諏訪部　元　助	Ｓ７．６．16	Ｓ８．７．19	14	宮　本　　操	Ｓ15．６．１	Ｓ22．４．30
15	徳　倉　幾治郎	〃８．８．15	〃11．５．31	15	米　倉　三　朗	〃22．５．11	〃30．４．30
16	笠　原　十兵衛	〃11．６．18	〃32．５．11	16	小　山　貞　雄	〃30．５．10	〃32．５．11
17	米　倉　三　朗	〃32．５．11	〃34．４．30	17	千　野　鶴　吉	〃32．５．11	〃33．４．25
18	小　山　貞　雄	〃34．５．９	〃36．５．８	18	小　山　貞　雄	〃33．４．25	〃34．４．30
19	米　倉　三　朗	〃36．５．８	〃37．５．９	19	森　山　四　郎	〃34．５．９	〃37．５．９
20	千　野　鶴　吉	〃37．５．９	〃38．４．30	20	清　水　忠　雄	〃37．５．９	〃38．４．30
21	高見沢　正　義	〃38．５．11	〃40．５．21	21	市　川　勘　一	〃38．５．11	〃40．５．21
22	小　山　貞　雄	〃40．５．21	〃41．５．24	22	北　村　正　市	〃40．５．21	〃41．５．25
23	北　沢　真佐志	〃41．５．25	〃41.10.15	23	川　股　相　吉	〃41．５．25	〃41.10.15
24	小　山　貞　雄	〃41.12．１	〃42．９．30	24	塚　田　之　安	〃41.12．１	〃42．９．30
25	市　川　勘　一	〃42.10.12	〃46．９．30	25	笠　原　隆　一	〃42.10.12	〃46．９．30
26	笠　原　隆　一	〃46.10．９	〃48．９．28	26	横　田　友治郎	〃46.10．９	〃48．９．28
27	北　村　正　市	〃48．９．28	〃50．９．30	27	中　島　邦　雄	〃48．９．28	〃50．９．30
28	北　沢　真佐志	〃50.10．９	〃52．９．30	28	小　山　章　夫	〃50.10．９	〃52．９．30
29	中　島　邦　雄	〃52．９．30	〃54．９．30	29	柳　沢　善一郎	〃52．９．30	〃54．９．30
30	横　田　友治郎	〃54.10．８	〃56．９．21	30	戸　谷　春　実	〃54.10．８	〃56．９．21
31	柳　沢　善一郎	〃56．９．21	〃58．９．30	31	山　岸　　勉	〃56．９．21	〃58．９．30
32	小　山　章　夫	〃58.10．７	〃60．９．27	32	今　井　良　雄	〃58.10．７	〃60．９．27
33	戸　谷　春　実	〃60．９．27	〃62．９．30	33	中　沢　正　美	〃60．９．27	〃62．９．30
34	今　井　良　雄	〃62.10．７	Ｈ元．９．14	34	高　川　秀　雄	〃62.10．７	Ｈ元．９．14
35	山　岸　　勉	Ｈ元．９．14	〃３．９．30	35	村　田　　武	Ｈ元．９．14	〃３．９．30
36	高　川　秀　雄	〃３.10．７	〃５．９．24	36	青　木　　誠	〃３.10．７	〃４．９．24
37	村　田　　武	〃５．９．24	〃７．９．30	37	金　井　六　郎	〃４．９．24	〃５．９．24
38	青　木　　誠	〃７.10．９	〃９．９．25	38	小　池　　例	〃５．９．24	〃６．９．22
39	藤　沢　敏　明	〃９．９．25	〃11．９．30	39	藤　沢　敏　明	〃６．９．22	〃７．９．30

議長			
順位	氏名	就任年月日	退任年月日
40	伊藤治通	〃11.10.7	〃13.9.18
41	小山岑晴	〃13.9.18	〃15.9.30
42	町田伍一郎	〃15.10.10	〃17.9.22
43	轟　正満	〃17.9.22	〃19.9.30
44	岡田荘史	〃19.10.9	〃21.9.24
45	三井経光	〃21.9.24	〃23.9.30
46	祢津栄喜	〃23.10.11	〃25.9.25
47	高野正晴	〃25.9.25	〃27.9.30
48	小林義直	〃27.10.7	〃29.9.26
49	小林治晴	〃29.9.26	R元.9.30
50	小泉栄正	R元.10.8	〃3.9.29
51	寺沢さゆり	〃3.9.29	〃5.9.30
52	西沢利一	〃5.10.10	〃7.10.1
53	若林　祥	〃7.10.1	在任中

副議長			
順位	氏名	就任年月日	退任年月日
40	山本和男	〃7.10.9	〃8.11.14
41	松木茂盛	〃8.11.19	〃9.9.25
42	伊藤治通	〃9.9.25	〃10.9.24
43	若林佐一郎	〃10.9.24	〃11.9.30
44	町田伍一郎	〃11.10.7	〃12.9.20
45	轟　正満	〃12.9.20	〃13.9.18
46	平瀬忠義	〃13.9.18	〃14.9.19
47	宮崎　一	〃14.9.19	〃15.9.30
48	三井経光	〃15.10.10	〃16.9.22
49	滝沢勇助	〃16.9.22	〃17.9.22
50	田中　健	〃17.9.22	〃18.9.21
51	岡田荘史	〃18.9.21	〃19.9.30
52	祢津栄喜	〃19.10.9	〃20.9.22
53	小林紀美子	〃20.9.22	〃21.9.24
54	小林義直	〃21.9.24	〃22.9.21
55	寺澤和男	〃22.9.21	〃23.9.30
56	高野正晴	〃23.10.11	〃24.9.25
57	小林治晴	〃24.9.25	〃25.9.25
58	近藤満里	〃25.9.25	〃26.9.24
59	中野清史	〃26.9.24	〃27.9.30
60	小泉栄正	〃27.10.7	〃28.9.20
61	野本　靖	〃28.9.20	〃29.9.26
62	小林秀子	〃29.9.26	〃30.9.26
63	寺沢さゆり	〃30.9.26	R元.9.30
64	宮崎治夫	R元.10.8	〃2.9.30
65	西沢利一	〃2.9.30	〃3.9.29
66	若林　祥	〃3.9.29	〃4.9.28
67	手塚秀樹	〃4.9.28	〃5.9.30
68	北沢哲也	〃5.10.10	〃6.10.2
69	松井英雄	〃6.10.2	〃7.10.1
70	市川和彦	〃7.10.1	〃8.10.1
71	金沢敦志	〃8.10.1	在任中

６　議員名簿（Ｒ８.10. 1 現在）

議　長　　若　林　　洋
副議長　　金　沢　敦　志

議席番号	氏　　名	所属常任委員会等	所属特別委員会等	住　　所	連　絡　先	生年	当選回数	所属会派
1	木村けいた	総　　務	広報広聴	大字南長野 北石堂町	090-2024- 5591	S59	1	次世代 長野
2	内藤　武道	建設企業 議会運営	新産業 議会活性化	宮沖	非公開	H8	1	次世代 長野
3	和田　凌弥	経済文教	支所等	大字西長野	050-3595- 7068	H6	1	次世代 長野◎
4	山﨑　昭夫	経済文教	都市再生 議会活性化	三輪八丁目	非公開	S44	1	無所属
5	山﨑　裕子	福祉環境	広報広聴	松岡一丁目	223-8900	S40	1	無所属
6	倉野　立人	経済文教	支所等	川中島町原	090-8815- 4127	S37	6	無所属
7	山岸　　晃	総　　務	広報広聴	篠ノ井会	080-1289- 8814	H4	1	新友会
8	本木　　晋	経済文教○	支所等	若里一丁目	090-8328- 6034	S56	1	新友会
9	滝沢　真一	経済文教 議会運営	新産業○	上野三丁目	219-1813	S59	3	共産党◎
10	佐藤　高志	福祉環境	都市再生	豊野町豊野	257-5667	S62	1	共産党
11	原　ようこ	総　　務	都市再生	上松一丁目	非公開	S53	1	改革 ネット
12	東方みゆき	建設企業○	広報広聴 議会活性化	篠ノ井会	292-3104	S44	2	改革 ネット
13	浅川　　徹	建設企業	支所等	大字屋島	090-2221- 0891	S48	1	公明党
14	藤澤　紀子	福祉環境	都市再生	豊野町豊野	080-5087- 6675	S45	1	公明党
15	清水美加子	経済文教	新産業	大字大豆島	080-5087- 6671	S43	1	公明党
16	西脇かおる	福祉環境◎	都市再生○	大字石渡	非公開	S49	2	新友会
17	箱山　正一	総　　務	広報広聴○	箱清水三丁目	219-2482	S49	2	新友会
18	加藤　英夫	建設企業◎ 議会運営○	支所等	若穂保科	282-6016	S40	2	新友会
19	青木　敏明	福祉環境○	新産業 議会活性化	豊野町蟹沢	非公開	S40	2	新友会
20	桜井　　篤	総　　務○ 議会運営	広報広聴 議会活性化	三輪九丁目	090-1866- 2476	S33	2	新友会
21	和田　一成	経済文教◎	支所等○	戸隠豊岡	254-3753	S31	2	新友会
22	金沢　敦志	経済文教		大字東和田	217-5044	S37	3	新友会

議席番号	氏　　名	所属常任委員会等	所属特別委員会等	住　　所	連　絡　先	生年	当選回数	所属会派
23	阿出川　希	建設企業	支所等	大字安茂里	080-2038-6370	S52	1	共産党
24	黒沢　清一	総　　務	広報広聴 議会活性化	篠ノ井塩崎	293-2637	S29	3	共産党
25	鈴木　洋一	福祉環境 議会運営	新産業	丹波島二丁目	274-5370	S44	3	改革 ネット◎
26	堀内　伸悟	総　　務◎ 議会運営	新産業	松代温泉	080-1015-1543	S54	2	公明党◎
27	松井　英雄	建設企業	広報広聴 議会活性化○	篠ノ井岡田	292-9616	S42	4	公明党
28	手塚　秀樹	建設企業 議会運営	支所等◎ 議会活性化	松代町松代	278-7577	S36	4	新友会
29	北沢　哲也	福祉環境 議会運営◎	広報広聴◎	三輪三丁目	090-2548-0248	S47	4	新友会
30	市川　和彦	建設企業	新産業	大字大豆島	221-2279	S30	4	新友会
31	若林　　祥	福祉環境		青木島町大塚	284-4722	S24	4	新友会
32	松田　光平	福祉環境	新産業◎	篠ノ井御幣川	290-5525	S32	5	新友会
33	西沢　利一	経済文教 議会運営	都市再生◎	信州新町山上条	090-3145-3153	S27	5	新友会◎
34	小泉　栄正	建設企業	支所等	中条日下野	267-2319	S23	5	新友会
35	宮崎　治夫	総　　務	都市再生	川中島町原	292-3563	S24	5	新友会
36	寺沢さゆり	総　　務	都市再生 議会活性化◎	浅川西条	295-0585	S43	5	新友会

備考１　所属会派の欄の「新友会」は長野市議会新友会、「公明党」は公明党長野市議員団、「共産党」は日本共産党長野市会議員団、「改革ネット」は改革ながの市民ネットをそれぞれ省略して掲載しています。

備考２　所属常任委員会等の欄の「総務」は総務委員会、「福祉環境」は福祉環境委員会、「経済文教」は経済文教委員会、「建設企業」は建設企業委員会、「議会運営」は議会運営委員会をそれぞれ省略して掲載しています。

備考３　所属特別委員会等の欄の「支所等」は支所等地域拠点最適化調査研究特別委員会、「都市再生」は都市再生調査研究特別委員会、「新産業」は新産業創出調査研究特別委員会、「広報広聴」は広報広聴委員会、「議会活性化」は議会活性化検討委員会2023をそれぞれ省略して掲載しています。

備考４　所属常任委員会等及び所属特別委員会等の欄の◎は委員長、○は副委員長を表しています。また、所属会派の欄の◎は、会派の代表者を表しています。

7　年齢別議員数（Ｒ８.10. １現在）

年齢	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	合計	平均年齢
議員数	1	3	6	11	8	7	36人	56.92歳

8　当選回数別議員数（Ｒ８.10. １現在）

回数	１回	２回	３回	４回	５回	６回	合計
議員数	13	8	4	5	5	1	36人

9　市議会議員選挙の状況

区分＼年月日	令和７年10月26日（補欠選挙※１）	令和５年９月17日	令和元年９月15日	平成29年10月29日（補欠選挙※２）
定数	２ 人	36 人	39 人	３ 人
候補者数	６ 人	51 人	52 人	４ 人
有権者数	304,111 人	308,194 人	313,152 人	315,397 人
投票者数	113,317 人	115,024 人	126,246 人	123,824 人
無効投票数	12,422 票	1,864 票	1,586 票	11,237 票
投票率	37.28 %	37.32 %	40.31 %	39.26 %
最高得票数	29,486 票	6,629.951 票	6,231.430 票	36,732 票
当選者最低得票数	20,828 票	1,769.000 票	1,847.863 票	27,532 票
当選者最高年齢	41 歳	74 歳	80 歳	65 歳
当選者最低年齢	33 歳	26 歳	35 歳	34 歳

※１　令和５年９月の一般選挙で選出された議員の欠員を補充するための選挙

※２　平成27年９月の一般選挙で選出された議員の欠員を補充するための選挙

10　委員会（Ｒ８.10.１現在）

(1) 常任委員会

名　　称	定数(人)	区　　分	
総務委員会	9	委　　員	◎堀内伸悟　○桜井　篤　山岸　晃 黒沢清一　原　ようこ　寺沢さゆり 宮崎治夫　木村けいた　箱山正一
		所管事項	総務部、企画政策部、財政部、地域・市民生活部、会計局、消防局、議会事務局、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員に関すること。他の常任委員会の所管に属しないこと。
		設置経過等	昭和41.12.１　設　置 昭和45.10.１　「総務文教委員会」と改組 昭和61.９.24　改　組
福祉環境委員会	9	委　　員	◎西脇かおる　○青木敏明　藤澤紀子 鈴木洋一　北沢哲也　若林　祥 松田光平　山﨑裕子　佐藤高志
		所管事項	保健福祉部、こども未来部、環境部に関すること。
		設置経過等	昭和41.12.１　「社会文教委員会」設置 昭和45.10.１　「社会衛生委員会」と改組 昭和61.９.24　改　組
経済文教委員会	9	委　　員	◎和田一成　○本木　晋　和田凌弥 山﨑昭夫　金沢敦志　清水美加子 滝沢真一　倉野立人　西沢利一
		所管事項	経済産業振興部、観光文化部、スポーツ部、農林部、教育委員会、農業委員会に関すること。
		設置経過等	昭和41.12.１　「経済委員会」設置 昭和61.９.24　「産業教育委員会」と改組 平成２.３.30　改　組
建設企業委員会	9	委　　員	◎加藤英夫　○東方みゆき　市川和彦 小泉栄正　内藤武道　松井英雄 浅川　徹　手塚秀樹　阿出川　希
		所管事項	建設部、都市整備部、上下水道局に関すること。
		設置経過等	昭和41.12.１　「建設水道委員会」設置 昭和61.９.24　改　組

備考　常任委員の任期は、条例により１年（ただし、後任者が選任されるまで在任する。）

(2) 議会運営委員会

名　　称	定数(人)	区　　分	
議会運営委員会	9	委　　員	◎北沢哲也　○加藤英夫　堀内伸悟 滝沢真一　内藤武道　鈴木洋一 桜井　篤　手塚秀樹　西沢利一
		所管事項	議会運営、会議規則、委員会条例等、議長の諮問に関すること。
		設置経過等	昭和42.10.12　議長の諮問機関として規程により設置 平成３.10.７　条例による設置

備考　議会運営委員の任期は、条例により１年（ただし、後任者が選任されるまで在任する。）

(3) 特別委員会

名　　称	定数(人)	区　　分	
支所等地域拠点最適化調査研究特別委員会	9	委　　員	◎手塚秀樹　○和田一成　和田凌弥 本木　晋　小泉栄正　阿出川　希 加藤英夫　浅川　徹　倉野立人
		調査事項	人口減少が進む中、地域住民の安心、安全の確保と持続可能な地域づくりの推進のため、ＤＸの活用を含めた支所・公民館・交流センター等の地域拠点機能の最適化について、調査・研究を行う。
		設置年月日	令和８.10.１　設　置
都市再生調査研究特別委員会	9 （欠員１）	委　　員	◎西沢利一　○西脇かおる　藤澤紀子 佐藤高志　原　ようこ　山﨑昭夫 宮崎治夫　寺沢さゆり
		調査事項	新田町をはじめとした中心市街地の再開発による活性化、都市機能の持続的な再編、公共施設の利活用などによる都市の再生の推進について、調査・研究を行う。
		設置年月日	令和８.10.１　設　置
新産業創出調査研究特別委員会	9 （欠員１）	委　　員	◎松田光平　○滝沢真一　堀内伸悟 市川和彦　清水美加子　鈴木洋一 内藤武道　青木敏明
		調査事項	将来の稼ぐ力や雇用の創出、地域経済の好循環を高めるための長野市の強みを生かした新産業の創出について、調査・研究を行う。
		設置年月日	令和８.10.１　設　置

(4) その他の会議（会議規則第166条第１項及び第２項関係　協議等の場）

名　　称	目　　的	構　成　員	招集権者
全員協議会	市政の重要な課題、災害、議会の運営に係る重要な事項等について協議又は調整を行う。	全議員	議長（議長が選任されるまでの間は、議会事務局長）
各派代表者会議	市議会議員一般選挙後の初議会の運営等について協議又は調整を行う。	会派の所属議員５人までごとに１人の割合で各会派が選出する議員	座長（座長が選任されるまでの間は、議会事務局長）
正副委員長会議	委員会の運営等について協議又は調整を行う。	議長及び副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長
所信表明会世話人会	議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会について協議又は調整を行う。	会派の代表者	所信表明会代表世話人（所信表明会代表世話人が選任されるまでの間は、議長又は議会事務局長）
委員会協議会	委員会の審査、運営等について協議又は調整を行う。	当該委員会の委員	委員長
広報広聴委員会	議会の広報及び広聴に関する事項について協議又は調整を行う。	広報広聴委員会の委員	委員長（委員長が選任されるまでの間は、議長）

名　　称	目　　的	構　成　員	招集権者
議会活性化検討委員会 2023	議長の諮問に応じ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。	当該委員会の委員	委員長（委員長が選任されるまでの間は、議長）

備考　その他、会議規則第166条第２項の規定により、臨時的に設ける会議がある。

Ⅲ 議 会 運 営

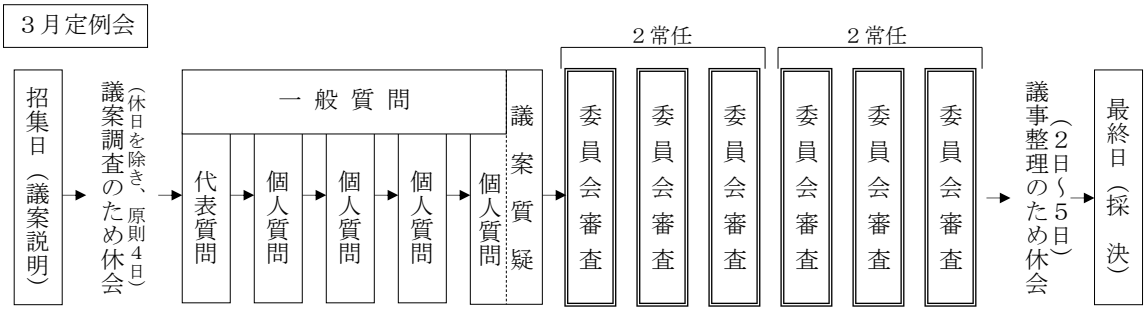
1 議会

(1) 会期の内定

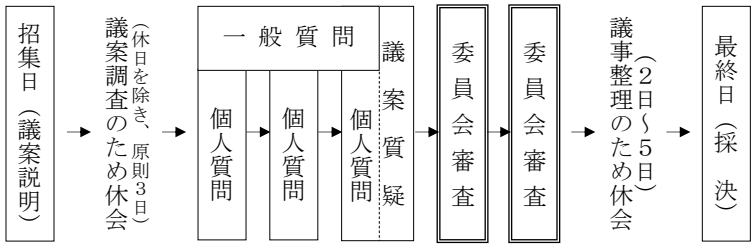
会期は、付議事件等を考慮して、議会運営日程も併せ議会運営委員会において協議の上内定する。この内定があったときは、事務局長名で全議員及び市長部局等に通知する。

(2) 定例会の日程

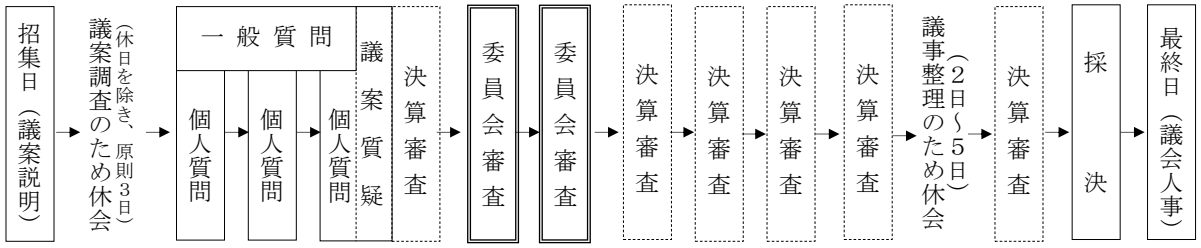
３月定例会



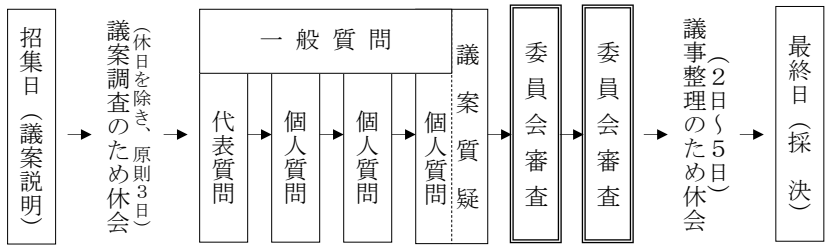
６月定例会



９月定例会



12月定例会



※ 委員会審査は１日につき、２常任委員会を同時開催

(3) 本会議

ア 会議時間 午前10時から午後５時まで

イ 説明員の出席範囲 市長及び市長の委任者（部局長以上の者）

臨時会にあっては、当該臨時会に付議される事件を所管しない部局長は、出席を要しない（出席を要しない部局長の範囲は、議会運営委員会で協議する。）。

（委員会は原則として課長補佐以上の者）

ウ　議案説明（招集日）の方法

○３月定例会

(ｱ) 新年度予算案について施政方針を含め概略提案説明（市長）

(ｲ) 新年度予算案について原則として事業別に説明し、条例案、その他の議案はその議案ごとに説明（各部局長、教育長、上下水道事業管理者の順　平成28年３月定例会からは、副市長、教育長、上下水道事業管理者が一括説明し部局長の説明を省略する方式とした。）

(ｳ) 当年度補正予算案について説明（副市長）

(ｴ) 承認議案説明（副市長）

(ｵ) 報告案件報告（副市長）

○６・９・12月定例会（(ｲ)と(ｵ)は９月のみ、ただし、改選年の(ｵ)は10月臨時会に行う。）

(ｱ) 補正予算案、条例案、その他の議案について説明（副市長）

一般会計は事業別に、特別会計ほかはその議案ごとに説明

(ｲ) 認定議案（公営企業会計決算）について説明（副市長・上下水道事業管理者）、審査報告（監査委員）

(ｳ) 承認議案説明（副市長）

(ｴ) 報告案件報告（副市長）

(ｵ) 認定議案（一般会計及び特別会計決算）について説明（副市長）、審査報告（監査委員）

エ　議案の付託方法

予　算　案：当初、補正とも原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。

決　算　案：９月定例会で決算特別委員会を設置して付託後、４分科会において審査。４分科会の意見を集約した結果を報告することとしている。

ただし、改選年については次のとおり取り扱うことを例としている。

会　計　別	９月定例会	10月臨時会	12月定例会
各公営企業会計決算	各常任委員会分割付託・審査 審査結果報告		
一般会計決算 特別会計決算		決算特別委員会設置 付託・審査（継続審査）	審査結果報告

条　例　案：原則として所管の常任委員会に付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。

その他の議案：同上

オ　委員会付託を省略することを例とする案件

(ｱ) 人事に関する案件

(ｲ) 意見書及び決議案件

(ｳ) 専決処分の承認案件

(ｴ) 議会運営委員会が認めた案件

カ　表決（採決）の方法

(ｱ) 人事案件については起立と採決システムを併用し、その他の案件については採決システムにより（委員会は挙手により）表決を採ることとしている。

(ｲ) 専決処分の承認案件及び各委員長報告案件は、それぞれ一括して行う。ただし、委員長報告に対する質疑・討論を行った案件及び各会派から単独表決を求める通告があった案件は、１件ごとに行う。

キ　議員及び委員会提出による議案（意見書・決議・会議規則等機関意思決定に関するもの）

提　出　要　件：案を備え、理由を付け、提出者及び賛成者を合わせて３人以上の者が連署して議長に提出し
（議員提出）　なければならない。正副議長は、議案の提出者及び賛成者にはならない。

提　出　要　件：案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（委員会提出）

提　出　期　限：議会最終日（議会人事を行う９月定例会にあっては採決日）の前日（その日が休日に当たるときは、休日の前日）の正午までに提出する。ただし、招集日から議案質疑日までの間に上程しようとする議案は、当該議案の取扱いを協議する議会運営委員会の開催までに提出する。
請願に基づかない意見書案及び決議案（委員会提出議案及び委員会の審査を経て提出される議案を除く。）は、原則として議案質疑日の３日前（休日を除く。その日が休会の場合は、その日後においてその日に最も近い休会でない日）までに提出する。この期日経過後の場合は議会運営委員会で取扱いを協議する。
事務局は、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

取　扱　方　法：議案を提出しようとする場合は、事前に事務局と打合せを行う。
原則として最終日（採決日）に上程する。

ク　議員及び委員会提出による議案（地方自治法第112条の規定による団体意思決定に関する議案（議会関係条例を含む。））

提　出　要　件：案を備え、理由を付け、所定の賛成者（議員定数の12分の１以上）とともに連署して議長に提出しなければならない。
（議員提出）
正副議長は、議案の提出者及び賛成者にはならない。

提　出　要　件：案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。
（委員会提出）

提　出　期　限：各定例会日程等協議のための議会運営委員会の前日（当該日が休日に当たるときは、休日の前日）までに議案名及び骨子を事務局に示し、定例会招集日に提出する。
この期日経過後の場合は、議会運営委員会で取扱いを協議する。
事務局は、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

取　扱　方　法：議案を提出しようとする場合は、事前に事務局と打合せを行う。議案質疑日に上程する。

ケ　動議

一　般　動　議：他に３人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

修正の動議：案を備え、地方自治法第115条の３の規定によるものについては、所定の発議者（議員定数の12分の１以上）が連署し、その他のもの（会議規則の改正、意見書、決議案等の修正）については、発議者及び賛成者を合わせて３人以上の者が連署して議長に提出しなければならない。
修正案の提出は、その原案が委員会付託されている場合は委員長報告がされる前日（その日が休日に当たるときは、休日の前日）の正午までに、委員会付託がされない場合はあらかじめ事務局に連絡し、質疑終了までに案を添え提出する。
事務局は、修正案が提出されたときは、確認後速やかにその電子データを議員に提供する。

(4) 請願・陳情の取扱い

ア　請　　願

受　　理：定例会の初日までに紹介する議員に提出され、さらに、議案質疑が行われる日の３日（休日の数を除く。）前（当該日が休会の場合は、その翌日）までに議長に提出されたものは、その会期中に審議に付し、それ以後のものは次期定例会の審議に付する。
定例会の初日までに紹介する議員に提出された請願書は、当該定例会の初日午後５時までに請願者意向確認書を添えて事務局に提示する。事務局は、確認後速やかに請願書の電子データを議員に提供する。

紹　介　議　員：正副議長及び所管の事項について正副委員長は、行わない。
請願紹介追加申出は、委員会審査日前日の午後５時までとする。

付　　託：議長は、請願書の電磁的記録をペーパーレス会議システムにより議員に提供し、原則として所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。本会議での請願書の朗読は省略する。

委員長報告：委員長は審査結果を採択すべきもの、または不採択とすべきもの、いずれかの区分により意見を付け、議長に報告する。

審　議　結　果：議長名で請願者に審議結果の通知をする。
必要に応じ、市長その他の関係機関への送付、処理経過及び結果の報告請求をする。
処理結果の報告：市長その他の関係機関から処理経過及び結果の報告があったときは、議長は、次期定例会においてペーパーレス会議システムにアップロードし、本会議で報告する。

イ　陳情

受　　理：定例会初日午後５時までに議長に提出されたものは当該定例会初日と議案質疑が行われる日に、それ以後に提出されたものは次期定例会又は臨時会に報告する。
審　　議：議長は陳情書の電磁的記録をペーパーレス会議システムにより議員に提供するが、審議は行わない。

(5) 傍聴

ア　本　会　議　議場ロビーで受付し、傍聴者証を着用する。（固定席数96席　車椅子席４席）
イ　委　員　会　議会事務局で受付し、傍聴者証を着用する。
ウ　そ　の　他　報道関係者の受付は不要。ただし、報道機関の腕章（これに代わる物を含む。）を着用する。

２　発　言

(1) 通告の方法

ア　通告を要するもの……一般質問、関連質問、緊急質問、議案に対する質疑、委員長報告に対する質疑及び討論
イ　通告を要しないもの……議事進行に関するもの、一身上の弁明等、上程した日に質疑を行う議案に係る議案質疑

(2) 質問・質疑の方法

ア　一　般　質　問　一括質問一括答弁方式…質問は登壇し、再質問は質問席で行う。
一問一答方式…初めに演壇で挨拶又は質問を行い、その後質問席に移り質問、再質問を行う。
いずれの方式においても、関連質問は質問席で行い、理事者答弁は登壇して行う。
イ　緊　急　質　問　緊急性の認定については、議会運営委員会に諮って決める。
ウ　質　　疑　質疑及び答弁は自席で行う。ただし、市長等特別職の答弁は登壇して行う。
発言通告書の提出期限は、議案質疑日の２日前（休日の数を除く。当該日が休会の場合は、その翌日）の午後１時までとする。
回数は、同一議員が同一議題について２回までとする。
議案に対する質疑は、所管の委員会に関係することはできるだけ避ける。
質疑の順序は、通告順とする。
エ　討　　論　討論は登壇して行い、委員長報告終了後、直ちに通告することとしている。
同種（賛成・反対）のものの討論の順序は、通告順による。

(3) 一般質問

ア　代表質問（３月定例会と12月定例会の年２回行う。）
質　問　者：所属議員５人以上をもって届出のある会派が、それぞれ１人ずつ行う。
質 問 時 間：１人40分以内とする。（答弁を除く。）
発言通告期限：３月定例会
招集日の翌日午後５時までとする。
12月定例会
招集日の午後５時までとする。
質 問 順 序：所属議員数の多い会派から行う。
質 問 形 式：一括質問一括答弁方式によるものとする。
そ　の　他：時間が不足し、途中で終わった質問の答弁は原則として行わない。

イ　個人質問

質　問　者：質問者数の制限はなく、会派割り振り時間内で各会派内において調整している。

質 問 時 間：３月定例会及び12月定例会

総時間は、３月定例会にあっては15時間（うち質問時間は５時間15分）、12月定例会にあっては10時間（うち質問時間は３時間30分）とする。

会派（無所属議員を含む。）ごとの配分は、正副議長と代表質問者を除いた会派所属議員数の比率により配分し、その時間に１分未満の時間があるときは切り上げる。

１人の質問時間は１時間以内（答弁を含む。）とし、各会派において調整している。

６月定例会及び９月定例会

総時間数は、13時間（うち質問時間は４時間33分）とする。ただし、改選期の９月定例会は、９時間（うち質問時間は３時間９分）とする。

会派（無所属議員を含む。）ごとの配分は、正副議長を除いた会派所属議員数の比率により配分し、その時間に１分未満の時間があるときは切り上げる。

１人の質問時間は１時間以内（答弁を含む。）とし、各会派において調整している。

※　質問時間と答弁時間の比率については、質問時間が35％、答弁時間が65％をおおむねの目安とする。

発言通告期限：３月定例会・12月定例会（代表質問あり）

招集日の翌日午後５時までとする。

６月定例会・９月定例会（代表質問なし）

招集日の午後５時までとする。

質 問 順 序：３月定例会・12月定例会

代表質問権のない会派で所属議員数の多い会派から１人ずつ行い、その後は議長が決定する。

６月定例会・９月定例会

所属議員数の多い会派から１人ずつ行い、その後は議長が決定する。

質 問 形 式：一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかによるものとする。

ウ　共通事項

再　質　問：質問時間内であれば、回数制限は設けないものとする。

質問は質問席で行う。

関 連 質 問：質問時間内に同一会派内で１人とする。

回数制限は設けないものとする。

質問は質問席で行う。

そ　の　他：質問時間を超過した発言はマイク・録音とも打ち切り、会議録へは掲載しない。

質問時間が余った場合の時間内での要望・意見は認める。

一般質問の各会派割当時間の算出については、各定例会日程等協議のための議会運営委員会開催日時点の所属議員数によるものとする。

３　その他の議会運営に関する申合せ事項

(1) 会議規則関係

第１条関係（参集）

議員が第一庁舎議会フロアに来庁したときは、表示板の氏名標に点灯し、退庁するときは消灯する。

第２条関係（欠席の届出）

１　欠席の届出は、文書により行う。ただし、急を要するときは、電話で行うことができる。

２　電話による届出があったときは、事務局において欠席届を作成する。

３　届出があった欠席者氏名をその日の本会議に議長から報告する。

なお、病気等やむを得ない事情により開議時刻を過ぎて届出があった場合でも同様とする。

４　遅刻、早退のときは、当該日の開議時刻の５分前までに理由を付して議長に報告する。この場合、議場の氏

名標は倒すものとする。ただし、やむを得ない事情の早退に限り、後に報告することができる。

第９条関係（会議時間）

本会議を開くときは、あらかじめ庁内放送をもって周知する。

第21条関係（日程の順序変更及び追加）

１　議会運営日程の変更及び追加は、各条に規定のものを除き、議会運営委員会において協議して内定する。

第28条関係（投票用紙の交付及び投票箱の点検）

議会において行う選挙の投票用紙の交付は、議席正面で行い、記載所で被選挙人名を記載して投票箱に投入する方法で行う。

第39条関係（委員長の報告及び少数意見者の報告）

１　委員長報告の順序は、委員の改選後第１回目の定例会は総務、福祉環境、経済文教及び建設企業の各委員会の順に行い、第２回目以降は前回の１番が最後に回り、２番以下が順次繰り上がる順序による。

２　少数意見の報告は、議長への報告の順序により行う。

第86条関係（会議録の配布）

会議録の配布先は、議員、支所、公民館、図書館等とし、必要に応じ事務局長が変更することができる。

第88条関係（会議録署名議員）

会議録署名議員選定は、議席１番から順次指名する。

第91条関係（委員会の欠席の届出）

第２条の申合せを、４の氏名標以外について準用する。ただし、「議長」を「委員長」と読み替える。

第118条関係（委員会における委員長の発言）

委員長が発言しようとするときは、委員長札を副委員長に渡すことを例とする。

第147条関係（議員の辞職）

複数の議員から辞職願が同時に提出された場合、議題とする順序は、期数の多い順とする。なお、期数が同じ場合は、年齢の高い順とし、更に生年月日が同じ場合は、議席番号の小さい順とする。

第152条関係（携帯品）

議場及び委員会室における上着及びネクタイの着用は、次のとおりとする。

(1) 議長が定める間を除く期間　上着及びネクタイを着用する。ただし、議場においては議長が、委員会室においては委員長が脱衣を許可することができる。

(2) 議長が定める間　上着及びネクタイを着用しないことができる。この場合において、議員章の着用は、任意とする。

(3) 議長が定める間は、毎年５月１日から10月31日までの期間とする。

第154条関係（離席）

会議中の外部からの呼出し及び電話の取次ぎは、緊急を要するもののほか、原則として行わない。

第157条関係（資料等印刷物の配布等の許可）

一般質問、議案質疑又は討論を行う際に資料等の配布を希望する場合等の手続は、次のとおりとする。

(1) 一般質問を行う際に資料等の配布を希望する場合は、一般質問を行う日の３日（休日の数を除く。）前までに配布物（１部）及び電子データを事務局に提出する。

議案質疑又は討論を行う際に資料等の配布を希望する場合は、議案質疑又は討論を行う日の２日（休日の数を除く。）前までに配布物（１部）及び電子データを事務局に提出する。

(2) 資料等の配布について議長の許可を得た場合は、一般質問、議案質疑又は討論を行う日の前日（休日の数を除く。）までに必要部数を事務局に提出する。

(3) 一般質問を行う際にパネル等の使用を希望する場合は、一般質問を行う日の３日（休日の数を除く。）前までにパネル等（１部）を事務局に提出する。

議案質疑又は討論を行う際にパネル等の使用を希望する場合は、議案質疑又は討論を行う日の２日（休日の数を除く。）前までにパネル等（１部）を事務局に提出する。

(4) パネル等の使用について議長の許可を得た場合は、パネル等の内容を記載した配布物を一般質問、議案質疑又は討論を行う日の前日（休日の数を除く。）までに必要部数を事務局に提出する。

第159条関係（議長の秩序保持権）

１　議員及び理事者は、次に掲げるものを除き、携帯電話その他の電子機器を議場及び委員会室に持ち込むこ

とができない。

(1) 議員　ペーパーレス会議システム用の公用タブレット端末

(2) 理事者　ペーパーレス会議システム用の公用タブレット端末又は全庁系ネットワーク用のパーソナルコンピューター

2　議場、委員会室へのペットボトル、水筒の持ち込みは可とする（ペットボトルの外装ラベルは除去すること。）。理事者においても同様とする。

第167条関係（議員の派遣）

1　議員派遣に係る基本的運用方針について

(1) 議決の対象範囲

議員派遣の議決の対象範囲は、議員の公務による国内及び海外への視察、各種研修会、陳情等を対象とする。

ただし、地方自治法第104条に基づき議長及び副議長が議会を代表して各種会議へ出席する場合並びに会議規則第106条に基づく委員派遣を除く。

(2) 議決の要件

議決に必要な要件は次のとおりとする。

ア　派遣目的

イ　派遣期間

ウ　派遣場所

エ　派遣議員

(3) 議決の手続及び方法

ア　新年度議会費予算に係る年間の議員派遣計画は、議会運営委員会で協議し、決定する。

イ　姉妹都市・友好都市への議員派遣は、市長からの要請に基づき議会運営委員会で協議し、決定する。

ウ　議案は議会運営委員会で取扱いを協議し、議長発議により提出する。

エ　議決の要件が確定したものについて、直近の定例会で議決する。

(4) 議決後、「議決の要件」に変更が生じた場合の処置

議決要件のいずれかが変更になった場合は、次の定例会で再度議決をし直す。

(5) 議長が議員派遣を決定する場合の適用範囲等

ア　適用範囲

(ｱ) 災害発生時等緊急を要する場合

(ｲ) 日程等の都合により定例会に諮る暇がない場合

(ｳ) 閉会中に、国内への視察、管内視察、研修会、意見交換会等の実施の決定を要する場合

イ　議会への報告

議長が議員派遣について決定した場合、次の定例会への報告は要しないこととする。

2　議員の海外視察の場合、帰長後の報告を議会運営委員会で行う。事務局は、報告書の電子データを議員に提供する。

(2) 委員会条例関係

第５条関係（議会運営委員会の設置等）

1　委員の選任は、構成員２人以上をもって届出のあった会派の所属議員数の比率によるものとする。この場合、各会派から１人以上の委員を選任するようにする。ただし、正副議長は、委員に選任しないものとする。

2　議長は、地方自治法第105条の規定により、委員会に出席する。

3　副議長は、会議規則第117条第１項の規定により委員外議員として委員会に出席する。

4　委員が欠席する場合は、その所属会派の他の議員が会議規則第117条の規定により、委員外議員として委員会に出席することができる。この場合は、事前に委員長に連絡するものとする。

5　委員会の協議事項（付託案件を除く。）は、できる限り全会一致で決定するよう努めるものとする。

6　委員は、委員会で決定した事項について、所属会派に徹底を図らなければならない。

7　無所属議員は、オブザーバーとして出席することができる。オブザーバーは、委員会が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で開かれている場合であって、委員会を招集する場所への参集が困難なときは、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

(1) オブザーバーは、オンラインによる方法で出席を希望する場合、委員会開催日の前日（長野市の休日を定める条例第１条第１項に定める市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日の休日でない日）の午後１時までに委員長に申し出なければならない。

(2) オブザーバーがオンラインによる方法で委員会に出席している場合の遵守事項は、長野市議会委員会オンライン開催要綱の委員の遵守事項の規定の例による。

(3) オブザーバーの発言は、次による。

ア　発言は、委員長の許可があった場合にすることができる。

イ　発言の範囲は、質疑とする。

ウ　発言は、委員会会議録に掲載しない。

(4) オブザーバーは、表決権を有しない。

(5) オブザーバーとして出席しなかった無所属議員については、事務局で当該決定事項を連絡する。

第６条関係（特別委員会の設置等）

正副議長が特別委員会委員に選任された場合は、辞任するものとする。

第21条関係（出席説明の要求）

１　特別職（教育長及び上下水道事業管理者を除く。）の委員会への出席については、委員会の要請がある場合に出席するものとする。（委員会開催中は、特別職は待機する。）

２　オンラインによる方法で行うことができるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

第25条関係（公述人の決定等）

オンラインによる方法で出席できるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

第29条関係（参考人）

オンラインによる方法で出席できるのは、委員長が委員の委員会の招集場所への参集が困難と認め、委員会がオンラインによる方法で開かれるときに限る。

(3) その他

行政委員の出席範囲について

１　行政委員の本会議出席については、説明のため議長から出席を求められたときに議場に出席する。

２　一般質問の通告をする議員は、通告の際に答弁を求めようとする行政委員も併せ通告し、それに基づいて議長から出席を求めることとし、行政委員２人以上の出席要求があった場合は、質問順位等によって順次議場に出席を求める。

専門的知見の活用に係る議決について

地方自治法第100条の２の規定による専門的知見の活用をしようとする場合において、議決すべき事項は、次のとおりとする。ただし、(4)に掲げる事項は、必要に応じて議決するものとする。

(1) 調査事項　　(2) 調査期間　　(3) 調査の依頼（委託）先　　(4) 調査（委託）に要する経費

本会議における諸般の報告について

１　自治功労により北信越及び全国市議会議長会（正副議長４年以上在職の表彰も含む。）、知事・国の表彰、褒賞、叙勲を受けた現職議員を、本会議場において議長より報告する。なお、個人的な表彰等は、報告対象外とする。

２　例月監査報告（議長あてのもの）の本会議報告については、諸般の報告の中で何月の監査報告が議長の手元に提出されている旨報告する。

また、定期監査、随時監査（工事監査）、行政監査、財政援助団体等監査及び包括外部監査についても報告

する。

3　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告については、諸般の報告の中で報告書が議長の手元に提出されている旨報告する。

4　農業及び農村の状況並びに農業及び農村の振興に関する施策の実施状況については、諸般の報告の中で報告書が議長の手元に提出されている旨報告する。

委員会の研修視察について

1　常任委員会の研修視察は、回数に制限なく前期で実施するものとし、原則として与えられた予算の範囲内において正規の旅費計算に基づき行う（議会運営委員会及び特別委員会についても同様とするが、実施期間は、全期間を通じ適当な時期を選んで行う。）。

2　正副議長は、議会運営委員会の研修視察に参加する。

委員会の研修視察への理事者側職員の同行について

委員会の研修視察に際し、理事者側から同行希望があった場合は、委員会に諮って同行を承認する。

全員協議会に協議する人事案件は、次のとおりである。

副市長、教育委員会教育長、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価員

議場配布資料の傍聴用モニターへの映写について

1　資料の傍聴用モニターへの映写を希望する場合は、一般質問及び議案質疑を行う日の前日（休日の数を除く。）までに映写する資料と映写のタイミングを分かるようにした質問原稿等を事務局に提出する。

2　傍聴用モニターへ映写する資料は、傍聴者が容易に読み取ることができる写真、図等とし、質問者一人につき片面・横向きで２枚までとする。

4　所信表明会

基本条例第６条第３項及び長野市議会議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会実施要項に基づき実施

開催実績（現議員の任期中）

令和５年10月臨時会

代表世話人：小泉栄正

選挙	申出数	得票者数	備考
議　長	2	3	
副議長	1	3	無効票２

令和６年９月定例会

代表世話人：寺沢さゆり

選挙	申出数	得票者数	備考
副議長	2	2	

令和７年９月定例会

代表世話人：寺沢さゆり

選挙	申出数	得票者数	備考
議　長	2	2	
副議長	1	3	

令和８年９月定例会

代表世話人：小泉栄正

選挙	申出数	得票者数	備考
副議長	2	2	

Ⅳ　議会開催状況　（令和７年１月～令和７年12月）

１　本会議開催状況

本会議		２月臨時会	３月定例会	６月定例会	９月定例会	12月定例会	12月臨時会	合　計
会　期	自	２月４日	２月26日	６月12日	９月４日	11月27日	12月24日	
	至	２月４日	３月25日	６月27日	10月１日	12月15日	12月24日	
	延べ日数	1	28	16	28	19	1	93
本会議	実日数	1	7	5	6	6	1	26
	実時間	0:39	24:18	16:21	18:21	16:29	0:32	76:40
一般質問者人数（人）	代表質問	－	3	－	－	2	－	5
	個人質問	－	26	24	25	23	－	98
傍聴者数（人）		0	116	151	137	174	3	581

備考　傍聴者数に報道関係者は含まれていない。

２　常任委員会・特別委員会等開催状況（日数等）

（単位：日、人）

区　分	名　称	会期中	閉会中	合計	傍聴者数
常任委員会	総務委員会	11	0	11	10
	福祉環境委員会	14	8	22	36
	経済文教委員会	13	0	13	9
	建設企業委員会	7	0	7	12
	常任委員会　合計	45	8	53	67
議会運営委員会		12	9	21	1
	中山間地域活性化調査研究特別委員会	3	2	5	0
	総合計画調査研究特別委員会	2	2	4	0
	公共交通対策調査研究特別委員会	5	3	8	2
	水道事業広域化調査研究特別委員会	6	5	11	0
	決算特別委員会	10	0	10	0
	特別委員会　合計	26	12	38	2
その他	全員協議会	1	2	3	
	各派代表者会議	0	0	0	
	正副委員長会議	0	0	0	
	所信表明世話人会	2	0	2	
	委員会協議会	1	8	9	1
	広報広聴委員会	5	15	20	0
	議会活性化検討委員会2023	2	0	2	0
	政治倫理審査会	9	0	9	6
	ハラスメント調査委員会	3	2	5	0
	政務活動費検討委員会	0	1	1	

備考１　決算特別委員会には分科会の審査日数を含み、同日に開催された複数の分科会はそれぞれカウントした。

備考２　中山間地域活性化調査研究特別委員会は令和７年９月30日に廃止された。

備考３　政治倫理審査会（令和６年８月８日審査請求分）とハラスメント調査委員会は、令和７年中に廃止された。

備考４　政務活動費検討委員会は、令和６年12月25日から開催している。

3　付議件数

区分	市長提出										議会提出						その他				合計（備考）
	予算	条例	人事	契約締結	その他の議案	決算	専決承認	報告	諮問	小計	条例	人事	意見書	決議	その他	小計	請願	陳情	その他	小計	
2月臨時会	5	2		1				3		11								2		2	13
3月定例会	23	25	2	5	3	1		6	2	67	1				1	2	3	1		4	73
6月定例会	2	5	1	8	3		3	11		33			4		1	5	6	3		9	47
9月定例会	4	9	1	2	6	5		20	1	48		8			7	15	5	5		10	73
12月定例会	7	9	4	3	26			3		52		1	1		2	4	2	2		4	60
12月臨時会	1									1								1		1	2
合計	42	50	8	19	38	6	3	43	3	212	1	9	5		11	26	16	14		30	268

備考　継続審査は重複して算入している。

4　議決状況

区分	議決別	可決	否決	認定	承認	同意	意見	報告	採択	不採択	当選	選任	推薦	許可	取下げ	審議未了	継続審査	合計
市長提出	予算	42																42
	条例	50																50
	人事					8												8
	契約締結	19																19
	その他議案	38																38
	決算	3		3														6
	専決承認				3													3
	報告							43										43
	諮問					2	1											3
	小計	152		3	3	10	1	43										212
議会提出	条例	1																1
	人事										6			3				9
	意見書	5																5
	決議																	
	その他	9	2															11
	小計	15	2								6			3				26
その他	請願								4	12								16
	陳情							14										14
	その他																	
	小計							14	4	12								30
合計		167	2	3	3	10	1	57	4	12	6			3				268

５　委員会付託件数　（分割付託を含む。）

	議　　案	請　　願	合　　計
総　務　委　員　会	49	4	53
福　祉　環　境　委　員　会	51	5	56
経　済　文　教　委　員　会	46	6	52
建　設　企　業　委　員　会	31		31
議　会　運　営　委　員　会		1	1
決　算　特　別　委　員　会	5		5
合　　計	182	16	198

備考　継続審査は算入していない。

６　請願処理状況（令和７年中に審議されたもの）

請願番号	受理年月日	件　　名	所管委員会	結　　果
1	Ｒ７．３．６	子ども権利条例の策定にあたり「子どもオンブズパーソン」について十分な調査を求める請願	福祉環境	Ｒ７．３.25 不採択
2	Ｒ７．３．６	長野看護専門学校存続に向けての支援に関する請願	福祉環境	Ｒ７．３.25 採択
3	Ｒ７．３．６	「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	経済文教	Ｒ７．３.25 不採択
4	Ｒ７．６.18	2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる国あて意見書の提出を求める請願	総務	Ｒ７．６.27 採択
5	Ｒ７．６.18	消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める請願	総務	Ｒ７．６.27 不採択
6	Ｒ７．６.18	適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての請願	総務	Ｒ７．６.27 不採択
7	Ｒ７．６.18	地方財政の充実･強化を求める国あて意見書の提出を求める請願	総務	Ｒ７．６.27 採択
8	Ｒ７．６.18	高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める請願	福祉環境	Ｒ７．６.27 不採択
9	Ｒ７．６.18	米価の抑制及び米の安定供給を求める請願	経済文教	Ｒ７．６.27 採択
10	Ｒ７．９.10	長野市子どもの権利条例に子どもオンブズパーソンの職務を補佐する調査相談員の設置を規定することを求める請願	福祉環境	Ｒ７．９.30 不採択
11	Ｒ７．９.10	「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願	経済文教	Ｒ７．９.30 不採択
12	Ｒ７．９.10	「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」を求める請願	経済文教	Ｒ７．９.30 不採択
13	Ｒ７．９.10	地域高校の存続と３０人規模学級を求める請願	経済文教	Ｒ７．９.30 不採択
14	Ｒ７．９.10	国の教育予算を増やして高校授業料無償化、給付奨学金制度の確立を求める請願	経済文教	Ｒ７．９.30 不採択
15	Ｒ７.12．３	診療報酬･介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10％以上の引き上げを求める請願	福祉環境	Ｒ７.12.15 不採択
16	Ｒ７.12．３	長野市議会会派「新友会」による政務活動費不適切支出に係る未費消額の返還に関する請願	議会運営	Ｒ７.12.15 不採択

7　陳情受理状況（令和７年中に報告されたもの）

陳情番号	受理年月日	件　　名	報告年月日
1	Ｒ７．１．14	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	Ｒ７．２．４
2	Ｒ７．１．14	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	Ｒ７．２．４
3	Ｒ７．２．19	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出に関する陳情	Ｒ７．２．26
4	Ｒ７．４．８	陳情書　電磁波を悪用（エレクトロニクス・ハラスメント）、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める。	Ｒ７．６．12
5	Ｒ７．５．29	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情	Ｒ７．６．12
6	Ｒ７．６．９	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情	Ｒ７．６．12
7	Ｒ７．６．23	生徒会等役員選任において、生活困難生徒の負担軽減を求める陳情書	Ｒ７．９．４
8	Ｒ７．７．22	免税軽油制度の継続を求める陳情	Ｒ７．９．４
9	Ｒ７．８．25	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情	Ｒ７．９．４
10	Ｒ７．８．28	食料自給率向上都市宣言を求める陳情	Ｒ７．９．４
11	Ｒ７．９．４	信州新町の産業廃棄物建設予定地の残置廃棄物に関する陳情	Ｒ７．９．12
12	Ｒ７．11．６	国立病院の機能強化とメッシュデータ見直しを求める陳情書	Ｒ７．11．27
13	Ｒ７．11．21	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情	Ｒ７．11．27
14	Ｒ７．12．５	国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情	Ｒ７．12．24

8　意見書案及び決議案提出状況（令和７年中に審議されたもの）

定例会	議会番号	提出年月日	件　　名	議決年月日
６月	3	Ｒ７．６．26	寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）	Ｒ７．６．27
	4	Ｒ７．６．26	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）	Ｒ７．６．27
	5	Ｒ７．６．26	高額療養費の自己負担上限額の引上げに関して慎重かつ十分な議論を求める意見書（案）	Ｒ７．６．27
	6	Ｒ７．６．26	米価の抑制及び米の安定供給を求める意見書（案）	Ｒ７．６．27
12月	24	Ｒ７．12．12	診療報酬･介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の引上げを求める意見書（案）	Ｒ７．12．15

Ⅴ　議会費及び報酬等

1　議会予算　（令和８年度当初）

議会費　　688,700千円　　一般会計に占める割合0.35%、対前年度比100.65%

科　　目(節)	予算額(千円)	説　　明
1　報　　酬	266,233	議員報酬　263,899千円 パートタイム会計年度任用職員　2,334千円
2　給　　料	71,119	職員給料　15人
3　職員手当等	161,409	議員期末手当　111,600千円 職員手当等　49,809千円
4　共　済　費	91,797	議員共済　65,821千円 ○議員共済会事務負担金　468千円 ○議員共済会給付費負担金　65,353千円 職員共済　25,609千円 社会保険料・雇用保険料　367千円
7　報　償　費	137	報償品　27千円 講師謝礼金　110千円
8　旅　　費	15,477	議員費用弁償　12,895千円 ○行政視察　10,920千円 ・常任委員会　4,680千円 ・議会運営委員会　1,560千円 ・特別委員会等　4,680千円 ○本会議等出席費用弁償　1,263千円 ○その他の費用弁償　712千円 職員旅費　2,582千円
9　交　際　費	500	議会交際費
10　需　用　費	17,085	消耗品費　1,807千円 印刷製本費　15,083千円 食糧費　111千円 光熱水費　84千円
11　役　務　費	5,673	電話使用料、郵便料、手数料、筆耕料、タブレット端末通信費
12　委　託　料	16,165	会議録作成委託料（テープ反訳、印刷、製本等)、市議会中継・配信運営業務委託料ほか
13　使用料及び賃借料	4,425	自動車借上料、複写機使用料、会議録検索システムソフト使用料、タブレット端末レンタル料
18　負担金補助及び交付金	38,680	政務活動費　36,720千円 全国市議会議長会負担金ほか　1,960千円

２　報　酬

職　名	現行額（Ｒ２．１．１改定）	H16．４．１改定	H10．４．１改定	Ｈ８．４．１改定
議　　長	732,000　円	724,000　円	746,000　円	731,000　円
副　議　長	654,000　円	647,000　円	667,000　円	654,000　円
議　　員	606,000　円	600,000　円	619,000　円	607,000　円
市　　長	1,097,000　円	1,085,000　円	―	1,142,000　円
副　市　長	899,000　円	889,000　円	―	936,000　円
教　育　長	736,000　円	728,000　円	―	766,000　円
常勤監査委員	657,000　円	650,000　円	―	603,000　円
上下水道事業管理者	701,000　円	694,000　円	―	―

備考１　平成14年４月１日から平成16年３月31日までの間、議長は報酬月額の５％、副議長及び議員は報酬月額の３％の額を、市長は給料月額の15％、副市長及び教育長は給料月額の10％を、常勤監査委員は給料月額の５％を特例減額した。

備考２　平成25年９月１日から平成26年３月31日までの間、議長、副議長及び議員は報酬月額の10％の額を、市長は給料月額の12％、副市長、教育長、常勤監査委員及び上下水道事業管理者は給料月額の10％を特例減額した。

備考３　議長、副議長、議員以外の現行額は、平成31年１月１日から改定

３　期末手当　（Ｒ８．４．１改定）

報酬月額に100分の145を乗じて得た額に、次の率を乗ずる。

６月	12月	年間
100分の175	100分の175	100分の350

４　費用弁償

(1) 旅費（Ｒ８．４．１改定）

議員が公務のため旅行するときは、当該者に対し、その旅行に係る費用弁償を支給する。支給する費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(2) 会議出席費用弁償（Ｒ８．４．１改定）

議員が議会の会議、議会の委員会又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場に出席したときは、当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に１キロメートル当たり37円を乗じて得た額を費用弁償として支給する。

なお、その距離に１キロメートル未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 行政視察

（１人年額）

区　　分	現行額（Ｒ５．４．１～）	Ｒ２．４．１～	H12．４．１～	Ｈ４．４．１～
常任委員会視察	130,000 円	100,000 円	130,000 円	120,000 円
特別委員会視察	130,000 円	100,000 円※１	130,000 円	120,000 円
議会運営委員会視察	130,000 円	100,000 円※１	130,000 円	120,000 円
広報広聴委員会視察	130,000 円※２	―	―	―

※１　令和４年度の特別委員会、議会運営委員会の行政視察予算は13万円とした。（Ｒ４．11．21議会運営委員会決定）

※２　広報広聴委員会は、令和６年度から行政視察を行っている。

(4) 海外視察（姉妹友好都市親善訪問への参加は含まない。）

議会運営委員会に諮って選出している。

費用は全額公費負担

年　　度	国　　名	期　　間	参 加 人 数
H15、16			０人
H17	欧州	６／28～７／８	２人
	カナダ・アメリカ	７／10～７／17	１人
H18	欧州	６／28～７／７	１人
	豪州・ニュージーランド	９／27～10／６	１人
H19～	平成19年度以降は海外視察を実施していない		

５　政務活動費

会派が行う市政に関する調査研究その他の活動を推進するため、長野市政務活動費の交付に関する条例（H13．４．１施行）に基づき交付する。なお、平成17年４月１日から条例が改正され、領収書等の証拠書類の添付が義務付けられた。

(1) 交付額　　（１人年額）

現行額(H21．４．１改定)	H16．４．１改定	H13．４．１改定	H10．４．１改定	H７．４．１改定
1,020,000　円 （月額85,000円）	1,164,000　円 （月額97,000円）	1,200,000　円 （月額100,000円）	1,050,000　円	850,000　円

備考　H12年度までは市政調査研究費、H13年度からH24年度までは政務調査費として交付

(2) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報・広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るための活動に必要な経費に対して交付する。

会派は、政務活動費を別表に定める経費の範囲で使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

区　　分	内　　容
研 究 研 修 費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調　査　旅　費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資 料 作 成 費	会派が行う資料の作成に必要な経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等）
資 料 購 入 費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広 報 ・ 広 聴 費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓料等）
人　　件　　費	会派の政務活動費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事　務　所　費	会派の政務活動費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費（賃借料、維持管理費、備品購入費等）
そ の 他 の 経 費	その他必要な経費

6　表彰

(1) 叙勲

氏　　名	授　章　年	叙　勲　名	氏　　名	授　章　年	叙　勲　名
笠　原　十兵衛	昭和40年春	勲４等瑞宝章	小　山　章　夫	平成11年秋	勲４等旭日小綬章
水　内　三　郎	昭和49年秋	勲６等単光旭日章	戸　谷　春　実	平成12年春	勲４等瑞宝章
北　沢　恵三郎	昭和51年春	勲５等瑞宝章	高　川　秀　雄	平成12年秋	勲４等旭日小綬章
篠　原　国　雄	昭和51年春	勲５等瑞宝章	小　池　　例	平成13年春	勲５等双光旭日章
柄　沢　寛　一	昭和51年秋	勲６等単光旭日章	金　井　六　郎	平成13年秋	勲５等双光旭日章
塩　瀬　　正	昭和52年春	勲５等瑞宝章	山　本　和　男	平成14年秋	勲５等瑞宝章
塚　田　之　安	昭和52年秋	勲５等瑞宝章	伊　藤　邦　広	平成18年春	旭日小綬章
森　山　四　郎	昭和52年秋	勲５等双光旭日章	加　藤　一　雄	平成19年春	旭日双光章
広　田　寛　二	昭和53年春	勲４等瑞宝章	宮　崎　　一	平成19年秋	旭日小綬章
市　川　勘　一	昭和53年秋	勲４等瑞宝章	伊　藤　治　通	平成20年秋	旭日小綬章
塚　田　義　彦	昭和54年春	勲５等瑞宝章	青　木　　誠	平成21年春	旭日小綬章
北　沢　真佐志	昭和55年春	勲５等双光旭日章	轟　　正　満	平成21年秋	旭日双光章
清　水　忠　雄	昭和57年秋	勲５等瑞宝章	平　瀬　忠　義	平成22年春	旭日双光章
芳　川　一　衛	昭和58年春	勲４等瑞宝章	田　中　　健	平成23年春	旭日双光章
宮　沢　恵佐登	昭和59年春	勲５等双光旭日章	滝　沢　勇　助	平成23年秋	旭日双光章
小　山　貞　雄	昭和59年秋	勲４等旭日小綬章	小　山　岑　晴	平成24年春	旭日小綬章
高見沢　正　義	昭和63年春	勲４等瑞宝章	内　山　國　男	平成25年秋	旭日小綬章
北　村　正　市	平成元年春	勲４等瑞宝章	宮　嵜　利　幸	平成27年春	旭日双光章
小　林　美　信	平成２年春	勲５等双光旭日章	祢　津　栄　喜	平成28年秋	旭日双光章
中　島　邦　雄	平成４年秋	勲４等旭日小綬章	寺　澤　和　男	平成29年春	旭日双光章
柳　沢　善一郎	平成５年春	勲４等瑞宝章	藤　沢　敏　明	令和元年秋	旭日小綬章
中　沢　正　美	平成７年春	勲５等双光旭日章	岡　田　荘　史	令和２年秋	旭日小綬章
村　田　　武	平成８年春	勲４等瑞宝章	小　林　治　晴	令和３年春	旭日双光章
山　岸　　勉	平成９年春	勲５等双光旭日章	三　井　経　光	令和６年秋	旭日小綬章
今　井　良　雄	平成９年秋	勲４等瑞宝章	小　林　義　直	令和７年春	旭日小綬章
樽　田　信　夫	平成10年秋	勲５等双光旭日章	塩　入　　学	令和７年秋	旭日双光章
笠　原　十兵衛	平成11年秋	勲４等旭日小綬章	阿　部　孝　二	令和８年春	旭日双光章

(2) 褒章

氏　　名	授章年月日	褒　章　名	氏　　名	授章年月日	褒　章　名
市　川　勘　一	昭和36年11月20日	紺綬褒章	戸　谷　春　実	昭和61年４月29日	藍綬褒章(産業功労)
北　村　正　市	昭和37年９月12日	紺綬褒章	横　田　友治郎	昭和61年11月３日	藍綬褒章
小　山　貞　雄	昭和48年10月17日	藍綬褒章	松　木　茂　盛	平成13年４月29日	藍綬褒章
北　村　正　市	昭和51年11月４日	藍綬褒章	宮　崎　　一	平成13年11月３日	藍綬褒章
安　藤　利　公	昭和53年９月30日	紺綬褒章	藤　沢　敏　明	平成17年４月29日	藍綬褒章
笠　原　隆　一	昭和59年11月４日	藍綬褒章			
(平成４年、名を「十兵衛」と変更)					

(3) 高齢者叙勲

氏　名	授章年月日	叙　勲　名	氏　名	授章年月日	叙　勲　名
佐　藤　隆　男	平成25年10月29日	旭日単光章	小　林　壹　男	令和６年６月１日	旭日単光章
和　田　伴　義	平成28年５月１日	旭日単光章	久保田　良　一	令和７年２月１日	旭日単光章
酒　井　美　明	平成30年８月１日	旭日単光章	徳　武　誠　一	令和７年11月１日	旭日単光章
根　岸　元　宏	令和５年６月１日	旭日双光章	大　井　友　夫	令和８年８月１日	旭日単光章
新　井　忠　典	令和５年６月１日	旭日単光章	須　田　幸　宏	令和８年10月１日	旭日単光章

(4) 死亡叙勲（叙位）

氏　名	授章年月日	叙位叙勲名	氏　名	授章年月日	叙位叙勲名
宮　崎　善　平	昭和49年10月18日	勲６等単光旭日章	丸　山　寛　人	平成17年８月15日	旭日単光章
滝　沢　弘　之	昭和49年12月20日	勲６等単光旭日章	吉　田　基　美	平成17年10月13日	旭日単光章
湯　本　栄　久	昭和51年５月31日	従６位勲５等瑞宝章	笠　原　十兵衛	平成18年４月10日	従５位
岡　村　半　六	昭和56年11月２日	勲６等単光旭日章	金　井　六　郎	平成18年９月22日	正６位
塚　田　之　安	昭和57年２月２日	従６位	竹　内　平一郎	平成19年１月３日	旭日単光章
広　田　寛　二	昭和60年９月５日	従６位	柳　沢　健　郎	平成19年１月４日	旭日単光章
安　藤　利　公	昭和63年５月９日	勲６等単光旭日章	高見澤　正　義	平成20年３月３日	正６位
北　沢　恵三郎	昭和63年５月15日	従６位	北　村　正　市	平成20年６月７日	従５位
横　田　友治郎	平成元年１月12日	従５位勲４等瑞宝章	戸　谷　春　実	平成20年10月15日	従５位
小　山　貞　雄	平成２年５月28日	従５位	小　山　　豊	平成22年６月26日	旭日単光章
小　林　美　信	平成２年11月16日	正６位	今　井　良　雄	平成22年12月12日	従５位
轟　　庄　七	平成３年７月10日	勲６等単光旭日章	傅　田　勝　久	平成23年７月18日	正６位
宮　沢　恵佐登	平成４年８月９日	正６位	高　川　秀　雄	平成24年３月２日	従５位
塚　田　義　彦	平成６年９月28日	従６位	小　池　　例	平成24年10月８日	正６位
芳　川　一　衛	平成８年１月３日	従５位	加　藤　吉　郎	平成25年１月29日	旭日単光章
塩　瀬　　正	平成８年１月16日	従６位	中　澤　正　美	平成25年９月６日	正６位
柳　沢　善一郎	平成８年２月23日	従５位	甲　田　孝　雄	平成26年７月27日	従６位旭日双光章
森　山　四　郎	平成８年５月17日	従６位	若　林　清　美	平成26年12月20日	旭日単光章
西　村　弘　夫	平成９年１月５日	勲６等単光旭日章	宮　嵜　利　幸	平成27年８月29日	正６位
藤　倉　　武	平成10年１月12日	勲６等単光旭日章	宮　﨑　　一	平成29年３月６日	従５位
田　尻　善　朝	平成10年９月16日	勲５等瑞宝章	小　林　義　和	平成29年３月31日	従６位旭日双光章
樽　田　信　夫	平成11年２月13日	正６位	小　山　章　夫	平成29年８月16日	従５位
清　水　忠　雄	平成11年８月25日	従６位	山　本　和　男	令和元年９月27日	従６位
高　野　久　夫	平成12年１月20日	勲６等単光旭日章	田　中　　健	令和元年11月22日	従６位
山　岸　　勉	平成12年３月28日	正６位	寺　澤　和　男	令和２年７月５日	従６位
中　島　邦　雄	平成12年10月24日	従５位	小　山　岑　晴	令和４年２月９日	従５位
鈴　木　茂林雄	平成13年12月４日	従６位勲５等瑞宝章	滝　沢　勇　助	令和５年１月30日	従６位
渡　辺　久　夫	平成14年10月22日	勲６等単光旭日章	岡　田　荘　史	令和５年６月２日	従５位
市　川　　昇	平成16年３月27日	正６位旭日双光章	青　木　　誠	令和６年９月５日	従５位
齊　藤　清　重	平成16年10月16日	旭日単光章	池　田　　宏	令和８年９月１日	旭日単光章
村　田　　武	平成17年５月31日	従５位			

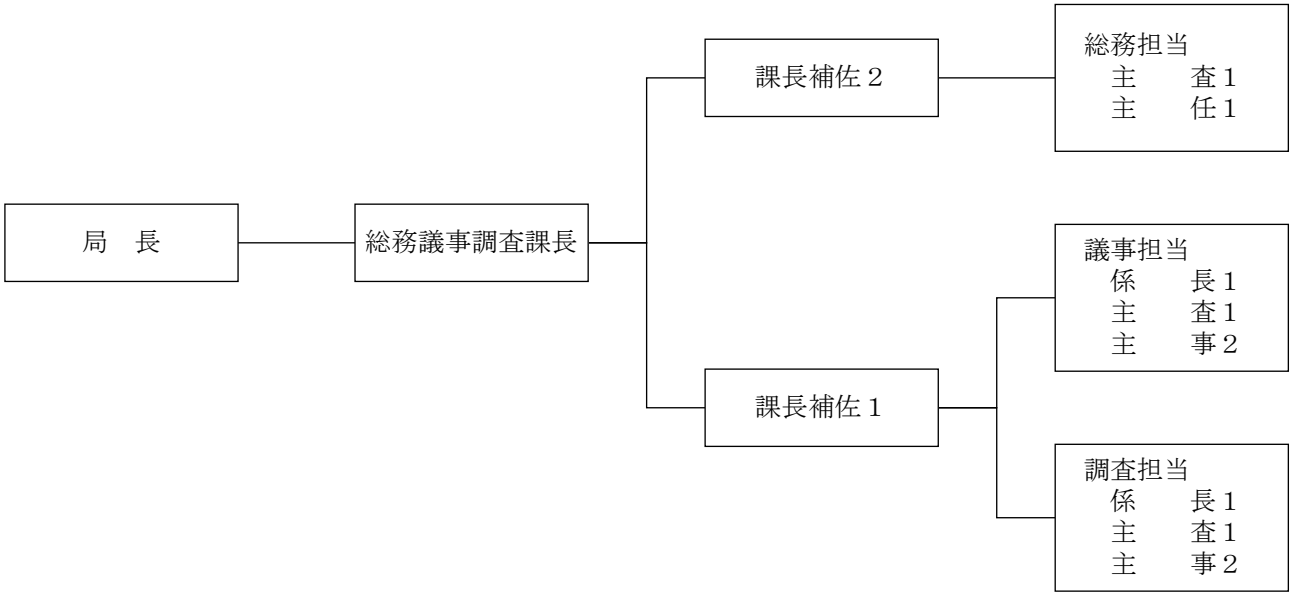
(5) その他

氏　　名	授　章　年　月　日	褒　　章　　名	備　　考
小　山　貞　雄	昭和61年10月20日	自治大臣感謝状	35年勤続（61年創設１号）
中　島　邦　雄	昭和61年10月20日	自治大臣感謝状	35年勤続（61年創設１号）
笠　原　十兵衛	平成６年10月14日	自治大臣感謝状	35年勤続
小　山　章　夫	平成10年11月４日	自治大臣感謝状	35年勤続
松　木　茂　盛	平成14年10月15日	総務大臣感謝状	35年勤続

Ⅵ　議会事務局

1　機構

現員数15人（Ｒ８.10.１現在）　※　職員の定数は、長野市職員定数条例の定めによる。



2　事務分掌

(1) 公印の管守に関すること。
(2) 秘書に関すること。
(3) 議員の身分、議員報酬、費用弁償等に関すること。
(4) 職員の人事及び諸給与に関すること。
(5) 議長会及び議員共済に関すること。
(6) 儀式及び交際に関すること。
(7) 予算に関すること。
(8) 政務活動費に関すること。
(9) 視察に関すること。
(10)議会関係各室の管理に関すること。
(11)文書の処理、編さん及び保存に関すること。
(12)行政情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
(13)物品の保管に関すること。
(14)議会用自動車の運行に関すること。
(15)本会議、委員会及び協議会に関すること。
(16)議事日程に関すること。
(17)議員の出欠席に関すること。
(18)議会において行う選挙並びに公聴会及び参考人に関すること。
(19)議案、請願書、陳情書等の受理及び取扱いに関すること。
(20)会議録の作成及び保存に関すること。
(21)議決事項の処理に関すること。
(22)議場及び委員会室の警備に関すること。
(23)議会の傍聴に関すること。
(24)議決証明及び会議録の謄抄本に関すること。
(25)市政一般の調査及び研究に関すること。
(26)各種情報資料の収集に関すること。
(27)議会、委員会等から命ぜられた事項の調査、研究及び統計に関すること。
(28)議会図書室に関すること。
(29)照会及び回答に関すること。
(30)議会の広報に関すること。
(31)市政概要等の作成に関すること。
(32)その他議事に関すること。

3　図　書　室

地方自治法第100条第19項の規定に基づき、主として法規集等の図書を備え、議員の利用に供している。

(1) 蔵書数（Ｒ８.10.１現在）　　（単位：冊）

分　類	政治・法律	議会	地方自治	財政	生活・環境	福祉	経済・労働	都市・建設	教育	総記･文学･科学・歴史	年鑑	合計
冊　数	174	184	512	50	132	71	95	108	85	550	58	2,019

(2) 購読新聞・雑誌等

公報：官報、県報、広報ながの、全国市議会旬報

新聞：朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、中日新聞、信濃毎日新聞、長野市民新聞、自治日報、建設タイムズ

雑誌：地方自治、信州自治、ガバナンス、地方議会人、地方自治職員研修ほか

4　広報活動の主な取組経過

平成５年２月　議会報（ながの市議会だより）創刊
平成12年１月　議会ホームページ開設（議員情報、市議会の概要、会議録などを掲載）
平成14年６月　本会議録をインターネットで公開
平成15年６月　ホームページに一般質問項目及び質問者氏名を掲載
平成16年５月　ホームページに議会報（ながの市議会だより）を掲載
平成20年11月　議会報（ながの市議会だより）に質問者氏名及び会派名を掲載
平成22年９月　ホームページに委員長報告、委員会開催日程、可決された意見書等を掲載
平成22年11月　議会報（ながの市議会だより）に次期定例会日程素案を掲載
平成26年３月　Ｘ（旧 Twitter）で本会議情報開催情報を発信
平成28年３月　ホームページに議案に対する賛否の結果を掲載
平成28年５月　スマートフォン用無料アプリを利用して議会報（ながの市議会だより）を配信
平成28年６月　Ｘ（旧 Twitter）で委員会開催情報を発信
平成30年６月　YouTube で委員会録画中継（常任委員会のみ）を配信
令和４年２月　公式 LINE に議会報（ながの市議会だより）を掲載
令和６年９月　議会報（ながの市議会だより）に議案に対する議員別の賛否の結果を掲載
令和８年２月　ホームページに議会提出議案を掲載
令和８年５月　議会報（ながの市議会だより）に質問者の顔写真及び議会中継ページへの二次元コードを掲載
令和８年６月　議会報（ながの市議会だより）の表紙写真の一般公募を開始

5　議会発行の刊行物（令和８年度）

名　　称	発行時期	発行部数	予算額（当初予算）	様　式
市政概要	10月（議員改選期は11月）	タブレット端末の導入に伴い、ペーパーレス化	―	Ａ４判
議会概要	４月、10月	23部	―	Ａ４判
ながの市議会だより	年４回（５･８･11･２月）	１回 159,300部 点字版　１回40部 音声版　１回30部	18,616 千円	Ａ４判

備考　議員改選期のながの市議会だより発行時期は５・８・12・２月の年４回

６　会議録等

名　　称	発行回数	１回当たり発行部数	予算額（当初予算）	様　式
会　議　録	定例会 臨時会 全員協議会	定例会　85部 全員協議会　50部	4,080 千円	Ａ４判
委員会記録	常任委員会 議会運営委員会 特別委員会 決算特別委員会	５部	4,809 千円	Ａ４判
会議録検索システム	定例会 臨時会 委員会	―	2,446 千円	インターネット

７　会議録検索システム

(1) 会議録検索システム

本会議録検索システムの導入：平成５年度

本会議録データ：昭和63年～

(2) 委員会議録検索システム

委員会議録検索システムの導入：平成25年度

委員会議録データ：平成25年２月19日～

８　本会議等の中継

(1) 長野ケーブルテレビによる中継

ＩＮＣ長野ケーブルテレビの企画で、市政を紹介する「長野市政チャンネル」の番組の一つとして、平成７年６月から本会議中継を開始した。

(2) インターネットによる中継

平成17年９月から市政をインターネットで提供する「インターネット市政放送」の一つとして、本会議の生中継及び録画放送を開始した。

※　撮影・編集・配信方法は、放映会社が、議場設置のカメラ３台（１台は傍聴席の後方から演台、もう２台は議長席後方から質問席・議員席）で撮影して放映している。（ケーブルテレビの映像と同じ）

ケーブルテレビの映像を放映会社にてストリーミング、エンコードの作業をする。市はホームページのバナーとリンクを貼る。

録画については、アーカイブとして放映会社にて蓄積し、市はそのアーカイブとホームページのバナーとリンクさせる。

(3) 動画共有サイト（YouTube）による中継

平成30年３月から議会活性化の一環として、常任委員会の録画中継を試行し、６月から本格稼働した。

※　撮影・編集・配信方法は、委員会室後方のビデオカメラで撮影したものを事務局職員が編集し、インターネット上の動画共有サイト（YouTube）にアップしている。

Ⅶ 視察・調査状況

1　委員会視察状況（令和７年度）

委員会別		期間	視察目的	視察地
常任委員会	総務	令和７年 ５月19日 ～ ５月20日	公民連携（トライアル・サウンディング）について 民間提案制度について	常総市
			ノーコード宣言シティーについて ＤＸ推進に向けた包括連携協定について	下妻市
			水海道あすなろの里について	水海道あすなろの里
	福祉環境	令和７年 ５月21日 ～ ５月23日	富山市エコタウン事業について	富山市
			こども若者支援センター「ココエール」の取組について	豊橋市
			こどもの未来健康支援センター「みらいえ」の取組について	姫路市
	経済文教	令和７年 ５月14日 ～ ５月16日	姫路城をはじめとする地域資源（文化財）を活かした観光戦略について	姫路県
			宝山湖ボールパーク構想について	三豊市
			ドローンの活用をはじめとしたスマート農業技術の導入について	愛知県農林水産研究所果樹研究センター
	建設企業	令和７年 ５月13日 ～ ５月15日	長崎スタジアムシティプロジェクトについて 長崎スタジアムシティ現地視察	長崎市
			社会全体で洪水に備える雨水対策（第２次安城市雨水マスタープラン）について	安城市
議会運営委員会		令和８年 １月26日 ～ １月27日	藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例について	藤沢市
			大阪市会ハラスメント防止条例について	大阪市
特別委員会	総合計画調査研究	令和８年 １月28日	立川市第５次長期総合計画について	立川市
	公共交通対策調査研究	令和８年 １月22日 ～ 1月23日	持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた取組について	岡山市
			共同運営システムによる乗合バス事業の再構築について	広島市
	水道事業広域化調査研究	令和８年 １月21日 ～ １月22日	水道事業広域化について	酒田市
広報広聴委員会		令和７年 ８月８日	市議会だよりのリニューアルについて	所沢市
		令和８年 １月26日 ～ １月27日	若者の政治への関心を高める取組について	群馬県
			議会の主権者教育の取組について	静岡県

2　他市等からの視察来市状況（令和７年度）

月	視　察　来　市　名　簿　（　）内は人数	件数	人数
令和７年４月	墨田区（12）	1	12
令和７年５月	高岡市（９）、葛飾区（11）、葛飾区（11）、鳥取市（12）、恵那市（12）、 宇都宮市（３）、川崎市（14）、上田市（７）、佐賀市（12）、薩摩川内市（10）、 豊橋市（４）、津市（９）、那珂市（７）、鹿児島県（８）、鹿児島県（８）	15	137
令和７年６月	須坂市（５）	1	5
令和７年７月	阿見町（９）、県央事務組合（22）、南魚沼市（11）、安城市（８）、南城市（11）、 南城市（11）、中央区（12）、日光市（７）、川口市（15）、宮古島市（11）、 鈴鹿市（２）、いわき市（６）、常滑市・武豊町・東浦町・半田市・阿久比町（７）、 静岡市（10）、南箕輪村（５）、市川市（４）、鹿角市（７）、名古屋市（16）、 岐阜市（９）、平塚市（５）、埼玉県朝霞地区議長会（９）	21	197
令和７年８月	今治市（９）、大分市（６）、上市町（９）、群馬県（14）、銚子市（５）、 金沢市（７）、大阪市（17）、大田区（３）	8	70
令和７年９月			
令和７年10月	水戸市（１）、堺市（10）、堺市（10）、調布市（９）、豊田市（13）、名護市（８）、 日光市（７）、福島市（９）、八千代市（５）、江別市（９）、国立市（８）、 千葉市（11）、海老名市（11）、岡山県南部水道企業団（16）、千葉市（12）、 南足柄市（９）、宗像市（８）、宗像市（８）、添田町（６）、山ノ内町（７）、 船橋市（15）、船橋市（15）、北区（13）、柏市（14）、水戸市（11）、 さいたま市（14）、越前市（６）、豊中市（９）、各務原市（３）、宇部市（10）、 燕市（11）、行田市（８）、茨城県市議会議長会事務局職員（26）、 茨城県市議会議長会事務局職員（26）、上越市（10）、佐野市（７）、兵庫県（16）、 小千谷市（10）、埼玉県市議会議長会第二区議長会（36）、宇土市（８）、 西興部村（５）、那須烏山市（７）、高崎市（５）、宇都宮市（７）、宇都宮市（６）	45	475
令和７年11月	北秋田市（６）、日立市（12）、沼津市（11）、三条市（11）、越谷市（13）、 川崎市（２）、大館市（10）、岸和田市（４）、筑西市（11）、北上市（６）、 山梨市（７）、高崎市（13）、日向市（７）、県内市（17）、秋田市（10）、 市原市（９）、南箕輪村（５）、尾花沢市（６）	18	160
令和７年12月	川崎市（３）	1	3
令和８年１月	さいたま市（14）、川口市（２）、佐伯市（５）、立川市（５）、稲沢市（10）、 長岡市（１）、荒川区（12）、長岡市（４）、足利市（７）、一宮市（13）	10	73
令和８年２月	小川村（14）、山形市（３）、越谷市（７）、高槻市（７）	4	31
令和８年３月	沼津市（３）、府中市（５）	2	8
合　計		126	1,171

3　文書等による他市等からの調査依頼件数（令和７年度）　（単位：件）

月	令和７年									令和８年			計
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	
件数	20	17	15	21	27	9	17	16	8	28	9	7	194

Ⅷ　議会の改革・活性化

1　議会基本条例・政治倫理条例の検討の経過

回	年月日	協議事項等	決定の内容等
	平成20年９月22日	・議会基本条例検討特別委員会を設置	・調査事項　議員の倫理規定を含む議会基本条例について検討を行う。 ・委員の定数　11人
1	平成20年９月22日	・正副委員長の互選	・委員長に小山岑晴委員を、副委員長に布目裕喜雄委員を互選
2	平成20年10月31日	・他団体の議会基本条例及び議員政治倫理条例の制定状況等について ・今後の進め方について	・議会基本条例及び議員政治倫理条例を制定する。 ・先に議員政治倫理条例を検討する。
3	平成20年11月25日	・議員政治倫理条例について ・行政視察について	
4	平成20年12月22日	・議員政治倫理条例について （条例に規定すべき内容について） ・大分市議会基本条例の概要について	
	平成21年１月26日 ～ 平成21年１月28日	・郡山市議会、三重県議会及び伊賀市議会行政視察	・議会運営委員会との合同行政視察 ・三重県議会及び伊賀市議会は、議会基本条例を中心に視察
5	平成21年１月30日	・議員政治倫理条例について （条例に規定すべき内容について）	
6	平成21年２月13日	・議員政治倫理条例について （条例に規定すべき内容について）	
7	平成21年２月18日	・議員政治倫理条例について （条例に規定すべき内容について）	・規定すべき内容を決定 ・（案）の作成は、正副委員長に一任する。
8	平成21年３月９日	・長野市議会議員の政治倫理に関する条例(案)及び同条例施行規程（案）について	・条例（案）及び施行規程（案）を決定
	平成21年３月24日	・市議会議員を対象に長野市議会議員の政治倫理に関する条例（案）等説明会開催	
9	平成21年４月９日	・説明会における意見とこれに対する考え方について ・議会基本条例について	
10	平成21年４月23日	・議会基本条例について （全国の制定例について）	
11	平成21年５月７日	・議会基本条例について （基本理念及び基本方針について）	
12	平成21年５月29日	・議会基本条例について （基本方針に対応する項目別の規定事項について）	
13	平成21年６月５日	・議会基本条例について （基本方針に対応する項目別の規定事項について）	
	平成21年６月26日	・６月市議会定例会において、長野市議会議員の政治倫理に関する条例（案）可決	・議会基本条例検討特別委員会から提出 ・賛成多数で可決
14	平成21年６月29日	・議会基本条例について （骨子素案について）	

回	年月日	協議事項等	決定の内容等
	平成21年６月30日	・長野市議会議員の政治倫理に関する条例公布 ・長野市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程告示	・平成21年６月30日長野市条例第33号 ・平成21年６月30日長野市議会告示第１号
15	平成21年７月13日	・議会基本条例について （骨子素案について）	
16	平成21年７月22日	・長野市議会基本条例（案）要綱について	・前文の一部を正副委員長に一任した上、条例（案）要綱を決定
	平成21年７月31日	・市議会議員を対象に長野市議会基本条例(案)要綱説明会開催	
	平成21年８月３日 ～ 平成21年８月21日	・長野市議会基本条例(案)要綱に対する議員、市民及び執行機関側の意見募集	・４件（延べ７件）受付
17	平成21年８月26日	・長野市議会基本条例（案）要綱に対する意見等及び意見等に対する考え方について ・長野市議会基本条例（案）について	・意見等に基づき一部修正
18	平成21年９月８日	・長野市議会基本条例（案）について	・条例（案）を決定 ・条例（案）の９月定例会提出を決定
	平成21年９月８日	・市議会議員を対象に長野市議会基本条例(案)説明会開催	
	平成21年９月18日	・平成21年９月長野市議会定例会で長野市議会基本条例（案）可決	・議会基本条例検討特別委員会から提出 ・賛成多数で可決
	平成21年９月25日	・長野市議会基本条例公布	・平成21年９月25日長野市条例第40号

２　長野市議会基本条例の概要（平成21年９月25日施行）

前文

市議会は、これまで市民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めるとともに、政務活動費の透明性の向上を初めとする議会の改革・活性化に取り組んできた。市議会は、これまでの取組を更に進め、より市民に身近な議会運営に努めるとともに、常にその機能を充実強化し、最大に発揮し、併せて、議員間の討議等を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等に努めなければならない。市議会は、市民の意思を反映する市議会及び議員の在り方を改めて明らかにし、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、市長その他の執行機関と互いに切磋琢磨しつつ、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

第１条　目的

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、市民との関係、市長等との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確にこたえ、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第２条　基本理念

市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す。

第３条　基本方針

基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行う。

- 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
- 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。
- 提出された議案を審議し、又は審査し、及び独自の政策立案又は政策提言に取り組むこと。
- 議会改革を継続的に推進すること。

第２章　議員の責務及び活動原則

第４条　議員の責務及び活動原則

１　市政全般の課題・市民の意思の的確な把握と市民全体の福祉の向上を目指す活動
２　自らの資質の向上
３　議会活動についての市民に対する説明
４　議員間の討議の尊重

第５条　会派

１　会派の結成
２　会派の構成と活動
３　会派間の調整と合意形成

第３章　議会運営の原則

第６条　議会運営の原則

１　円滑かつ効率的な議会運営
２　市民に開かれた議会運営
３　正副議長の選出経過の透明化
４　議長の中立公正な職務遂行及び民主的・効率的な議会運営

第７条　委員会

１　常任委員会の機動的な開催等
２　特別委員会の柔軟な設置等
３　委員会の資料等の積極的な公表と分かりやすい議論
４　地域住民に関係が深く、関心の高い事案について審査・調査しようとする場合の当該地域における委員会の開催

第４章　議会の機能の強化

第８条　議会の機能の強化

政策決定・市長等の事務の執行の監視・評価及び政策立案・政策提言に関する機能の強化

第９条　検討会等の設置

市政の課題に関する調査のための検討会等の設置

第10条　議員間討議

１　委員会・検討会等における積極的な議員間の討議
２　議員間の討議を通じての合意形成・積極的な政策立案、政策提言等

第11条　政務活動費

１　政務活動費の有効な活用・積極的な調査研究
２　政務活動費の適正な執行・使途の説明責任
３　政務活動費の透明性の向上

第５章　市民との関係

第12条　市民の参画機会の充実

１　市民の議会活動に参画する機会の確保
２　公聴会・参考人制度、専門的事項に係る調査の委託の積極的な活用及び市民との意見交換の場の開催等
３　請願の審査に当たっての提出者の意見を聴く機会

第13条　委員会等の公開等

１　委員会等の原則公開
２　傍聴者に対する資料等の提供

第14条　情報公開の推進

１　行政情報の公開請求への適切な対応・議案に対する議員の賛否の公表等保有情報の提供
２　会議録及び委員会記録の閲覧

第15条　議会広報の充実

多様な広報手段の活用

第６章　市長等との関係

第16条　市長等との関係の基本原則

１　市長等との緊張関係の保持・事務の執行の監視及び評価
２　一般質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制
３　市長等及びその補助機関である職員の、議員の質疑・質問に対する趣旨確認等のための質問

第17条　重要な政策等の監視及び評価

１　市長が提案する重要な政策等についての説明の請求
２　重要な政策等の提案を受けたときの審議

第18条　予算・決算審議における説明

予算又は決算の審議に当たっての説明資料の作成の請求

第19条　法第96条第２項の議決事件

地方自治法第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件

第７章　議会改革の推進

第20条　議会改革の継続的な取組

１　継続的な議会改革の取組
２　会議規則、委員会条例、申合せ事項等の継続的な見直し

第９章　議会事務局及び議会図書室

第22条　議会事務局の強化

議会事務局の調査機能・法務機能の充実強化及び組織体制の整備

第23条　議会図書室

議会図書室の適正な管理運営・図書、資料等の充実

第８章　議員の政治倫理

第21条　議員の政治倫理

政治倫理の向上と確立の努め

第10章　補則

第24条　他の条例等との関係

議会に関する他の条例等を制定改廃する場合の、この条例との整合

第25条　議会及び議員の責務

１　この条例及び議会に関する他の条例、規則等の遵守等
２　この条例の理念を浸透させるための、一般選挙を経た任期開始後速やかな研修

附則

第２項　検討

この条例の検討及びその結果に基づく所要の措置

施行期日

公布の日から施行する。

３　議会基本条例制定前の主な活性化項目

番号	項　　目	内　　容	実施時期
1	意見聴取会の実施	重要課題を有する地域に対して委員会による意見聴取会を開催する。	必要の都度開催
2	特別委員会の在り方・活性化	特別委員会の果たすべき役割・重要性に鑑み、年度ごとに調査項目を絞り、審議内容を明確化した上で集中審議を行う。１年を限度に政策を立案し、その成果について議会で提案・報告を行う。また、会議・研修は臨機応変・積極的に行う。	
3	行政視察旅費	特別車両（グリーン車）は、使用しない。ただし、特別車両を使用しないことにより、行政視察の実施が困難になる場合は、この限りでない。	平成21年度から
4	費用弁償	距離区分に応じた日額から住居と市役所との距離に１キロメートル当たり37円を乗じて得た実費相当額に改める。	平成21年１月１日から※１
5	政務活動費の交付額※７	１人月額８万 5,000円とする。	平成21年度から※２
6	政務活動費の支出基準※７	旅費（市内） 〈自家用車〉１キロメートル当たり37円とする。	平成20年５月１日から※３）
		〈タクシー・運転代行の利用〉 政務活動費の支出に該当する会合で、やむを得ない場合のみ利用できることとする。	平成20年10月１日から※４
		旅費（市外） 〈鉄道賃〉 特別車両（グリーン車）は、やむを得ない場合のみ利用することができることとする。	
		〈宿泊料〉 長野市職員等の旅費支給条例に規定する額の範囲内で実費とし、領収書を添付することとする。	
		〈自家用車〉１キロメートル当たり37円とする。	平成20年５月１日から※３
7	政務活動費収支報告書の公表等※７	平成19年度下半期分の収支報告書から市議会ホームページに掲載する。 平成17年度分以降の収支報告書及び領収書等の閲覧については、情報公開請求手続は要しないこととする。	平成21年１月１日から
8	議員研修会・勉強会の開催	テーマを決め計画的に研修を実施していく。	必要の都度開催
9	地方自治法の一部改正に伴う議会活動の範囲の明確化に関する事項※５	議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を会議規則に位置付ける。 協議等の場として会議規則に定めるものの全部を費用弁償の支給の対象とする。	平成21年１月１日から
10	一般質問における方式の変更	一般質問のうち個人質問において、一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制を導入する。 代表質問の１人の質問時間を45分以内から40分以内とし、おおむね答弁時間を含めて２時間以内を目標とする。 一般質問の再質問及び関連質問の回数制限をなくす。再質問及び関連質問は、すべて質問席において行うものとする。なお、一問一答方式を選択した場合は、初めに演壇で挨拶又は質問を行い、その後質問席に移り質問、再質問を行う。	平成21年12月定例会から本格実施※６ －平成20年９月定例会から試行しその後逐次修正－

番号	項　　目	内　　容	実施時期
11	議会報（ながの市議会だより）への一般質問掲載内容等の変更	市議会定例会での一般質問の概要について、掲載をする「市政に関する質問の要旨」のコーナーにおいて、質問議員ごとに、会派名・氏名を記して、質問順に質問時間に比例した行数で、本人執筆を原則に掲載する（従来は、市政の分野別に質問議員名等を記載せずに掲載）。	平成21年９月定例会号から本格実施 －平成20年９月定例会号から試行－

※１　平成20年12月定例会で長野市職員等の旅費支給条例の一部を改正

※２　平成20年12月定例会で市長提出の長野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）を修正可決

※３　平成20年５月26日の議会運営委員会で政務調査費等検討委員会の中間答申に基づき政務調査費使途基準運用指針を改定し、同年５月１日から適用

※４　平成20年８月27日の議会運営委員会で政務調査費等検討委員会の第２次中間答申に基づき政務調査費使途基準運用指針を改定し、同年10月１日から適用

※５　地方自治法の一部改正に伴い、活性化項目の関連として協議。平成20年12月定例会で長野市議会会議規則の一部改正及び長野市職員等の旅費支給条例の一部改正により決定

※６　平成21年11月25日の議会運営委員会で一問一答方式等の平成21年12月定例会からの本格実施に向け、必要な申合せの変更を決定し、平成21年12月定例会において長野市議会会議規則の一部を改正

※７　地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費の名称が政務活動費に変更（平成25年３月１日）

４　議会基本条例制定以後の活性化に関する動き（令和８年10月１日現在）

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※１
1	平成21年９月18日	・平成21年９月長野市議会定例会で長野市議会基本条例（案）可決	
2	平成21年９月25日	・長野市議会基本条例公布	
3	平成21年10月１日	・平成20年度決算認定案に係る決算特別委員会の審査に当たり、主な支出済額を記載した資料の提出を求める（以降提出）	【予算・決算審議における説明】第18条
4	平成21年11月25日	・平成21年12月定例会から一般質問のうち個人質問における一括質問一括答弁方式と一問一答方式との選択制の導入等を行うに当たっての申合せを変更 （試行は平成20年９月定例会から実施）	【基本方針】第３条第１号 【市長等との関係の基本原則】第16条第２項
5	平成21年12月８日	・商店街活性化条例検討委員会が８人の議員により発足	【基本方針】第３条第４号 【検討会等の設置】第９条
6	平成22年３月10日	・商店街活性化条例検討委員会に所属の議員７人から提出の長野市商店街の活性化に関する条例（案）が上程され同年３月24日賛成多数で可決	【基本方針】第３条第４号 【議員間討議】第10条第１項・第２項
7	平成22年３月23日	・議会図書室にインターネット接続が可能なパソコンを設置	【議会図書室】第23条
8	平成22年３月24日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会を設置	【委員会】第７条第２項
9	平成22年３月24日	・子育ち子育て検討会に所属の議員８人から提出の長野市次世代育成行動計画（後期行動計画）に関する決議（案）が上程され同日全員賛成で可決	【基本方針】第３条第４号 【議員間討議】第10条第１項・第２項

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※1
10	平成22年５月１日	・ながの市議会だより70号（平成22年２月臨時会及び３月定例会号）から、提出された議案・請願の賛否について、案件・会派（無所属の場合は議員）ごとの掲載を始めた（従来は、会派の対応は掲載せず、「原案可決」「採択」等の表現で議決の状況のみを掲載）。 （以降継続掲載）	【基本方針】第３条第１号 【情報公開の推進】第14条第１号 【議会広報の充実】第15条
11	平成22年８月１日	・ながの市議会だより71号に９月定例会開会日を掲載	【基本方針】第３条第１号 【議会広報の充実】第15条
12	平成22年９月10日	・産業振興対策特別委員会が観光振興施策に係る提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第３条第４号
13	平成22年９月21日	・副議長選挙に当たり、副議長を志す議員による所信表明会を公開で開催（平成15年度決定の実施要項に基づき実施）	【議会運営の原則】第６条第３項
14	平成22年９月22日	・市議会ホームページに委員長報告・委員会決定報告書、可決された意見書、委員会開催日程等を掲載	【情報公開の推進】第14条第１号 【議会広報の充実】第15条
15	平成22年10月20日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会に委員外議員として無所属３議員を招致	【議員間討議】第10条第１項
16	平成22年10月22日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が委員会で意見集約した結果を市長宛に書面提出	【基本方針】第３条第４号
17	平成22年11月１日	・ながの市議会だより72号に12月定例会日程素案を掲載（以降継続掲載）	【議会広報の充実】第15条
18	平成22年12月２日	・12月市議会定例会初日に本会議において、市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
19	平成22年12月13日	・市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会に委員外議員として無所属３議員を招致	【議員間討議】第10条第１項
20	平成22年12月17日	・議会運営委員会において、政務活動費（旧政務調査費）における管内視察のタクシー及びバスの借上げについて、合理的な理由がある場合に限り認めることを定めた、政務活動費運用指針（旧政務調査費使途基準運用指針）改定案を承認	【政務活動費】第11条第１項
21	平成22年12月20日	・12月市議会定例会最終日の本会議において、公共交通対策特別委員会委員長並びに市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
22	平成22年12月20日	・公共交通対策特別委員会委員長が長野電鉄屋代線に関する要望書を長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に提出	【基本方針】第３条第４号
23	平成23年１月21日	・公共交通対策特別委員会委員長が委員会で集約した要望書を市長及び長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に提出	【基本方針】第３条第４号

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※１
24	平成23年２月18日	・公共交通対策特別委員会が長野商工会議所松代支所会議室で委員会を開催（松代地区住民自治協議会４名及び若穂地区住民自治協議会４名を参考人招致）	【基本方針】第３条第２号 【委員会】第７条第４項
25	平成23年２月23日	・公共交通対策特別委員会委員長が委員会で集約した要望書を市長及び長野電鉄活性化協議会会長（副市長）宛に再度提出	【基本方針】第３条第４号
26	平成23年２月25日	・３月市議会定例会初日の本会議において、公共交通対策特別委員会委員長並びに市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
27	平成23年７月13日	・まちづくり対策特別委員会が勤労者女性会館しなのきで委員会を開催（権堂地区再生計画検討委員会委員長及び同委員会専門部会長を参考人招致）	【基本方針】第３条第２号 【委員会】第７条第４項
28	平成23年７月26日	・議会運営委員会において、長野市議会委員会傍聴規則の一部改正により、委員長が必要があると認めるときは、傍聴人の定員について増員をすることができることとした。	【基本方針】第３条第１号
29	平成23年８月10日	・２会派の議員６人が「第一庁舎・長野市民会館建設計画に基づく建替えに関する住民投票条例（案）」を提出。同年８月17日賛成少数で否決	【基本方針】第３条第４号 【議員間討議】第10条第１項・第２項
30	平成23年９月28日	・市民説明会の開催	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
31	平成24年３月19日	・子育ち子育て検討会が６人の議員により発足	【基本方針】第３条第４号 【検討会等の設置】第９条
32	平成24年３月19日	・３月市議会定例会最終日の本会議において、産業振興対策特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
33	平成24年４月１日	・子育てのため議会の傍聴が困難な人に議会の傍聴をしやすくするよう、平成13年４月から開始した議会傍聴時の児童一時預かりサービスを利用した場合の本人負担について、全額減免又は全額補助に拡充	【基本方針】第３条第１号
34	平成24年７月１日	・議会をやさしく開かれたものとするため、聴覚に障害のある方に対し、本会議傍聴時の手話通訳及び要約筆記サービスを開始（平成24年６月定例会で試行し、同年９月定例会から本格実施）	【基本方針】第３条第１号
35	平成24年11月１日	・市議会ホームページに議会概要を掲載※２	【基本方針】第３条第１号 【議会広報の充実】第15条
36	平成24年11月30日	・傍聴者に提供する陳情文書表、請願文書表、請願処理結果報告書、委員会付託表、議会提出議案、委員会決定報告書、委員長報告等の資料の充実（平成24年12月定例会から実施）※２	【基本方針】第３条第１号 【委員会】第７条第３項 【委員会等の公開等】第13条第２項
37	平成24年12月18日	・市議会ホームページに採択された請願の全文を掲載（平成24年12月定例会から実施）※２	【基本方針】第３条第１号 【情報公開の推進】第14条第１項

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※１
38	平成25年２月１日	・市議会ホームページに行政視察報告書を掲載（平成24年11月以降の行政視察から実施）※２	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
39	平成25年３月25日	・３月市議会定例会最終日の本会議において、まちづくり対策特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
40	平成25年３月25日	・３月市議会定例会最終日の本会議において、市役所第一庁舎及び長野市民会館調査検討特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
41	平成25年５月10日	・議会報告会の開催 ※３	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
42	平成25年５月28日	・農業振興条例検討委員会が10人の議員により発足	【基本方針】第３条第４号 【検討会等の設置】第９条
43	平成25年７月５日	・市議会ホームページに委員会記録を公開（平成25年３月定例会以降に開催する全委員会で実施）※２	【基本方針】第３条第１号 【情報公開の推進】第14条第２項
44	平成25年９月13日	・観光戦略特別委員会が新幹線の金沢延伸を見据えた観光戦略に関する提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第３条第４号
45	平成26年２月28日から３月14日まで	・農業振興に関する市民アンケート調査を実施（３月31日に報告書を作成）	【基本方針】第３条第２号 【委員会】第７条第２項 【市民の参画機会の充実】第12条第１項
46	平成26年３月25日	・３月市議会定例会最終日の本会議において、新幹線延伸対策特別委員会委員長が中間報告を実施	【委員会】第７条第２項
47	平成26年５月10日	・第２回議会報告会の開催 ※３	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
48	平成26年６月13日	・農林業振興対策特別委員会において、農業振興条例の骨子案を作成するため、小委員会を設置	【議員間討議】第10条第１項・第２項
49	平成26年８月25日	・子育ち・子育て対策特別委員会が子育ち・子育て施策及び同施策の推進体制に関する提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第３条第４号
50	平成26年９月12日	・新幹線延伸対策特別委員会が新幹線金沢延伸を控えたまちづくり、新しい観光市場への戦略、公共交通の整備、有形無形の財産を生かしたブランド化への取組を骨子とした提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第３条第４号
51	平成26年９月12日	・農林業振興対策特別委員会において、（仮称）長野市農業振興条例骨子案を決定	【基本方針】第３条第４号 【議会の機能の強化】第８条 【議員間討議】第10条第１項・第２項
52	平成26年９月22日	・市議会議員を対象に（仮称）長野市農業振興条例骨子案説明会開催	【議員の責務及び活動原則】第４条第４項 【議員間討議】第10条第２項
53	平成26年10月14日から11月14日まで	・（仮称）長野市農業振興条例骨子案に対する市民等の意見募集	【基本方針】第３条第２号 【市民の参画機会の充実】第12条第１項
54	平成26年12月３日	・市議会議員を対象に長野市農業振興条例（案）説明会開催	【議員の責務及び活動原則】第４条第４項 【議員間討議】第10条第２項

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※１
55	平成26年12月３日	・市議会議員、公共交通事業者、市職員を対象に地方公共交通について、国土交通省から講師を招き、講演会を実施	【議員の責務及び活動原則】第４条第２項 【委員会】第７条第２項
56	平成26年12月16日	・農林業振興対策特別委員会から提出の長野市農業振興条例（案）が上程され同日全員賛成で可決	【基本方針】第３条第４号 【議員間討議】第10条第１項・第２項
57	平成27年２月13日	・市議会議員を対象に市民にわかりやすい市議会だよりを作成するために、議会報研修会を実施	【議員の責務及び活動原則】第４条第２項 【議会広報の充実】第15条
58	平成27年５月16日	・第３回議会報告会の開催 ※３	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
59	平成27年８月17日	・議会運営委員会から提出の長野市議会の議決すべき事件に関する条例（案）が上程され同日全員賛成で可決	【法第96条第２項の議決事件】第19条
60	平成28年２月25日	・傍聴者に分かりやすい議会とするために傍聴席に大型モニターを設置（２台）	【基本方針】第３条第１号
61	平成28年２月25日	・傍聴席に磁気ループ補聴システムを導入	【基本方針】第３条第１号
62	平成28年３月１日	・議案及び請願の賛否について、市民に分かりやすいものとするために採決システムを導入	【基本方針】第３条第１号
63	平成28年３月１日	・開かれた議会とするため、傍聴受付手続を簡略化（氏名及び住所の記載をやめ傍聴者証の交付のみに変更）	【基本方針】第３条第１号 【議会運営の原則】第６条第２項
64	平成28年４月25日	・総合計画等調査研究特別委員会が総合計画に関する提言書を作成し理事者に提出	【基本方針】第３条第４号
65	平成28年５月14日	・第４回議会報告会の開催 ※３	【基本方針】第３条第１号 【議員の責務及び活動原則】第４条第３項
66	平成28年12月19日	・議会活性化検討委員会2016が12人の議員により発足	【基本方針】第３条第５号 【議会改革の継続的な取組】第20条第１項
67	平成29年７月20日	・長野市住民自治連絡協議会会長から「長野市議会の議員定数の適正化に向けた調査研究に関わる要望書」が議長宛に提出	【基本方針】第３条第１号 【長野市議会の議員の定数を定める条例】
68	平成29年７月23日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
69	平成29年10月12日 10月13日	・決算特別委員会において、インターネット中継の実証実験のための撮影を実施　※４	【基本方針】第３条第１号 【議会運営の原則】第６条第２項 【市民との関係】第13条第１項
70	平成30年３月８日から３月15日まで	・各常任委員会において、インターネット中継の実証実験のための撮影を実施し、動画共有サイトで公開　※４	【基本方針】第３条第１号 【議会運営の原則】第６条第２項 【市民との関係】第13条第１項
71	平成30年５月12日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
72	平成30年６月18日 ６月19日	・各常任委員会において、インターネット中継のための撮影を実施し、動画共有サイトで公開（本格稼働）	【基本方針】第３条第１号 【議会運営の原則】第６条第２項 【委員会等の公開等】第13条第１項
73	平成30年９月14日	・本市議会議員の定数の在り方について調査検討してきた結果、現在の定数は適正であると判断　※４	【基本方針】第３条第１号 【長野市議会の議員の定数を定める条例】

番号	年月日	協議・実施事項等	主な関連条項等　※１
74	平成30年10月１日	・会議の活性化、議員の調査能力向上、情報伝達の迅速化等を目的としたタブレット端末を議員へ配布し、研修会を開催　※４	【議員の責務及び活動原則】第４条第２項 【議会の機能の強化】第８条
75	平成31年１月１日	・タブレット端末の本格導入	【議会の機能の強化】第８条
76	令和元年５月11日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
77	令和元年12月16日	・議会活性化検討委員会2019が12人の議員により発足	【基本方針】第３条第５号 【議会改革の継続的な取組】第20条第１項
78	令和２年９月11日	・決算審査の内容をこれまで以上に次年度予算に反映できるように、分科会方式による決算特別委員会の設置	【基本方針】第３条第３号 【長野市議会会議規則】第102条 【長野市議会決算特別委員会分科会運営要領】
79	令和３年７月30日	・大規模な災害が発生した場合においても議会としての役割を適正に果たすこと等を目的に、長野市議会業務継続計画（長野市議会ＢＣＰ）を策定	【議会改革の継続的な取組】第20条第１項
80	令和４年５月21日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
81	令和４年８月22日	・議会においてハラスメントの防止に努めるため、長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定	【議員の政治倫理】第21条第１項
82	令和４年９月27日	・オンラインによる方法により委員会を開催するため、議会運営委員会から提出の長野市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び長野市議会会議規則の一部を改正する規則（案）が上程され全員賛成で可決	【議会改革の継続的な取組】第20条
83	令和５年２月22日	・議員定数を39人から36人に改めるため、長野市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）が上程され賛成多数で可決	【長野市議会の議員の定数を定める条例】
84	令和５年５月27日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
85	令和５年11月21日	・議会活性化検討委員会2023が９人の議員により発足	【基本方針】第３条第５号 【議会改革の継続的な取組】第20条第１項
86	令和６年10月１日	・広報広聴委員会を設置するため、議会運営委員会から提出の長野市議会会議規則の一部を改正する規則（案）が上程され全員賛成で可決　※５	【議会改革の継続的な取組】第20条 【長野市議会会議規則】第166条
87	令和６年11月７日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
88	令和６年11月14日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
89	令和７年８月４日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
90	令和７年11月20日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号
91	令和８年７月31日	・市民と議会の意見交換会の開催	【基本方針】第３条第１号

※１　主な関連条項等は、39ページを参照

※２は、議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申に基づくもの

※３は、議会活性化検討委員会の中間答申に基づくもの

※４は、議会活性化検討委員会2016の中間答申に基づくもの

※５は、議会活性化検討委員会2023の中間答申に基づくもの

５　委員会における参考人の招致及び意見交換会の開催（令和５年１月１日～令和７年12月31日）

(1) 参考人の招致

	議案審査	請願審査	委員会の調査等	年間合計
令和５年	―	３月定例会 経済文教委員会（１件）	災害対策等調査研究特別委員会 （１件）	12件
		６月定例会 総務委員会（１件） 福祉環境委員会（３件）		
		９月定例会 総務委員会（１件） 福祉環境委員会（１件） 経済文教委員会（１件）		
		12月定例会 福祉環境委員会（３件）		
令和６年	―	３月定例会 経済文教委員会（１件）	公共交通対策調査研究特別委員会 （１件）	９件
		６月定例会 総務委員会（１件） 福祉環境委員会（１件）		
		９月定例会 総務委員会（１件） 福祉環境委員会（２件）		
		12月定例会 総務委員会（１件） 福祉環境委員会（１件）		
令和７年	―	３月定例会 福祉環境委員会（２件） 経済文教委員会（１件）		13件
		６月定例会 総務委員会（２件） 福祉環境委員会（１件）		
		９月定例会 福祉環境委員会（１件） 経済文教委員会（４件）		
		12月定例会 福祉環境委員会（１件） 議会運営委員会（１件）		
主な関連条項	議会基本条例第３条第２号及び第12条第２項	議会基本条例第３条第２号並びに第12条第２項及び第３項	議会基本条例第３条第２号及び第12条第２項	

(2) 意見交換会の開催

	件数	備考
令和５年	４件	・建設企業委員会（１月） ・公共交通対策調査研究特別委員会（５月） ・経済文教委員会（11月） ・中山間地域活性化調査研究特別委員会（12月）
令和６年	４件	・総務委員会（１月） ・公共交通対策調査研究特別委員会（１月） ・建設企業委員会（２月） ・経済文教委員会（11月）
令和７年	２件	・建設企業委員会（２月） ・福祉環境委員会（３月）
主な関連条項	議会基本条例 第３条第２号、第７条第４項及び第12条第２項	

６　議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の取組

(1) 趣旨

平成23年９月の市議会議員一般選挙の執行により新たに市議会が構成されたこと、平成19年から平成22年にかけて取り組んだ前回の議会の活性化及び平成21年に制定した議会基本条例の施行から３年近くが経過したことから、議会基本条例制定後の検証を行い、本市議会を更に活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指す。

(2) 検討組織

議会基本条例制定後の検証を議会運営委員会において整理したのち、議会活性化に向けての調査及び検討を行う。検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会基本条例検証・議会活性化検討委員会とし、議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会基本条例検証・議会活性化検討委員会は、平成24年５月30日に設置され、同年６月６日に開催された第１回目以降延べ13回にわたり会議を開催し、その検討の結果を同年９月21日に議長に答申した。

(4) 審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成24年５月30日	議会基本条例検証・議会活性化検討委員会を設置
1	平成24年６月６日	議長から諮問 正副委員長互選 協議方法及びスケジュールについて決定 会派に対して検討項目に関する意向調査を依頼
2	平成24年６月26日	検討項目に関する会派意向調査の集約結果を提示 検討項目の優先順について協議（１回）
3	平成24年７月６日	検討項目の優先順について協議（２回）
4	平成24年７月13日	検討項目の優先順について協議（３回）
5	平成24年７月20日	検討項目の整理について協議（１回） （優先的に議論する項目の選定及び実現すべき時期（短期・中期・長期）の確認）
6	平成24年７月27日	検討項目の整理について協議（２回）

回	年月日	協議事項等
7	平成24年８月３日	検討項目の整理について協議（３回）
8	平成24年８月８日	検討項目の整理について協議（４回）（保留案件の確認）
9	平成24年８月17日	優先項目についての具体策の検討（１回）
10	平成24年８月24日	優先項目についての具体策の検討（２回）
11	平成24年８月29日	優先項目についての具体策の検討（３回）
12	平成24年９月３日	答申（案）の調整
13	平成24年９月７日	答申（案）の確認
	平成24年９月21日	議長に答申

(5) 取組実績

「４　議会基本条例制定以後の動き」の※２のとおり

７　議会活性化検討委員会の取組

(1) 趣旨

平成24年９月21日の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、議会報告会の在り方、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議し、本市議会を更に活性化し、もって市民の負託に的確に応えることを目指す。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会とする。議会活性化検討委員会は、平成24年９月21日の議会基本条例検証・議会活性化検討委員会からの答申を踏まえ、議会報告会の在り方、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議を行い、議長に答申を行う。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会は、平成24年11月20日に設置され、同年11月30日の第１回検討委員会以降延べ17回にわたり会議を開催した。議会報告会の在り方について平成25年３月６日に議長に中間答申し、同年５月10日の第１回議会報告会開催後、その検証を踏まえ、議会の活性化に関する課題等について検討を重ね、その結果を同年９月11日に議長に答申した。

(4) 中間答申に至る審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成24年11月20日	議会活性化検討委員会を設置
1	平成24年11月30日	議長から諮問　正副委員長互選 協議方法及びスケジュールについて決定 会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項調査を依頼
2	平成25年１月９日	議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示 検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
3	平成25年１月18日	検討事項のうち主に開催日時、会場及び会議次第について協議
4	平成25年１月29日	検討事項のうち主に会議次第、配布資料及び実施運営組織について協議

回	年月日	協議事項等
5	平成25年２月７日	検討事項のうち主に実施運営組織、会議次第素案及び役割分担について協議
6	平成25年２月19日	中間答申（案）の調整
7	平成25年３月４日	中間答申（案）の確認
	平成25年３月６日	議長に中間答申

(5) 中間答申以降の審議経過

回	年月日	協議事項等
8	平成25年６月11日	議会報告会の在り方及び議会報告会以外の諮問案件の検討スケジュールについて協議 会派に対して議会報告会の実施に関する検討事項及び議会報告会以外の諮問案件に関する検討事項の調査を依頼
9	平成25年６月25日	第１回議会報告会の結果のとりまとめ、報告 議会報告会の実施に関する検討事項調査の集約結果を提示
10	平成25年７月12日	議会報告会の在り方のうち主に開催時間、周知方法、報告方法及び結果の取りまとめについて協議
11	平成25年７月18日	議会報告会の在り方のうち主に会場、報告内容・配布資料及び質疑・意見聴取の在り方について協議 議会報告会以外の検討事項調査の集約結果を提示
12	平成25年７月29日	議会報告会の在り方のうち主に運営（実施）主体、開催時期について協議 議会の活性化を継続して推進するための体制について協議
13	平成25年８月７日	議会報告会の在り方についての合意事項の確認 議会報告会以外の検討事項のうち、優先的に実現を目指す項目の取扱いについて協議
14	平成25年８月19日	議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議
15	平成25年８月27日	議会報告会以外の検討事項のうち、今後の検討課題とする項目の取扱いについて協議
16	平成25年９月２日	答申（案）の調整
17	平成25年９月10日	答申（案）の確認
	平成25年９月11日	議長に答申

(6) 取組実績

「４　議会基本条例制定以後の動き」の※３のとおり

８　議会活性化検討委員会2016の取組

(1) 趣旨

議会の活性化については、平成24年から平成25年にかけて開催された議会基本条例検証・議会活性化検討委員会の答申を踏まえ、議会報告会の開催、委員会記録のホームページ公開等を順次行ってきたが、答申の中で検討に至らなかった課題の検討、時代の変化に応じた議会活性化を継続していくため、平成28年12月19日に議長から諮問された。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会2016とする。議会活性化検討委員会2016は、平成25年９月11日の議会活性化検討委員会からの答申のうち、中・長期的に実現を目指すとした項目、今後の検討課題とした項目等について調査及び審議を行い、議長に答申を行う。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会は、平成28年12月16日に設置され、同年12月19日の第１回検討委員会以降24回にわたり会議を開催し、議会活性化に関する事項について令和元年８月７日に議長に答申した。

(4) 中間答申に至る審議経過

回	年月日	協議事項等
	平成28年12月16日	議会活性化検討委員会2016を設置
1	平成28年12月19日	議長から諮問 正副委員長互選 議会活性化項目の検討優先順位について協議
2	平成29年１月13日	議会報告会の開催方法、開催時期、開催回数について協議
3	平成29年２月８日	議会報告会の開催方式について協議
4	平成29年２月20日	議会報告会の論点について協議
5	平成29年２月24日	中間答申（案）の確認、タブレット端末の検討について協議
	平成29年３月１日	議長に中間答申
6	平成29年３月17日	タブレット端末の検討について協議
	平成29年４月７日	議員対象のタブレット研修会を開催
7	平成29年４月21日	タブレット端末の導入について協議
8	平成29年５月10日	タブレット端末及びグループウェアの導入と費用負担について協議
9	平成29年６月１日	中間答申（案）の確認、今後の活性化検討項目について協議
	平成29年６月９日	議長に中間答申
10	平成29年７月28日	委員会のインターネット中継について協議
11	平成29年８月24日	委員会のインターネット中継について協議
12	平成29年９月７日	中間答申（案）の確認、予算・決算審査の在り方について協議
	平成29年９月13日	議長に中間答申
13	平成29年11月２日	予算・決算審査の在り方、議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継の実証実験について協議
14	平成29年11月21日	議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継について協議
15	平成29年12月15日	議員定数の検討順位、委員会のインターネット中継、予算・決算審査の在り方について協議
16	平成30年１月４日	中間答申（案）について
	平成30年１月10日	議長に中間答申
17	平成30年２月15日	議員定数、決算審査について協議
18	平成30年８月10日	議員定数について協議
19	平成30年９月13日	中間答申（案）について
	平成30年９月14日	議長に中間答申
20	平成30年12月７日	正副委員長互選 決算審査について協議

回	年月日	協議事項等
21	平成31年４月23日	調査項目について
22	令和元年５月22日	決算審査の在り方について協議
23	令和元年６月13日	決算審査の在り方について協議
24	令和元年７月23日	答申について
	令和元年８月７日	議長に答申

(5) 取組実績

「４　議会基本条例制定以後の動き」の※４のとおり

９　議会活性化検討委員会2019の取組

(1) 趣旨

議会の活性化については、長野市議会基本条例に基づき、これまで市民と議会の意見交換会の開催、常任委員会のインターネット中継の実施、タブレット端末の導入等、精力的に推進してきた。より市民に身近な議会運営を目指し、継続的に行っていくため、令和２年１月14日に議長から諮問された。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会2019とする。議会活性化検討委員会2019は、令和元年８月７日の議会活性化検討委員会2016からの答申を踏まえ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会2019は、令和元年12月16日に設置され、令和２年１月14日の第１回検討委員会以降18回にわたり会議を開催し、申し送りを行った。

(4) 審議経過

回	年月日	協議事項等
	令和元年12月16日	議会活性化検討委員会2019を設置
1	令和２年１月14日	議長から諮問 正副委員長互選 委員会の確認事項、議会活性化項目について協議
2	令和２年２月７日	議会活性化項目について協議
3	令和２年２月19日	議会活性化項目について協議
4	令和２年８月11日	議会活性化項目について協議
5	令和２年９月３日	市民との対話の場の充実について協議
6	令和２年10月22日	委員長互選 市民との対話の場の充実について、決算特別委員会の振り返りについて協議
7	令和２年11月18日	市民との対話の場の充実について、決算特別委員会の振り返りについて協議
8	令和２年12月11日	市民との対話の場の充実について協議
9	令和２年12月24日	市民との対話の場の充実について協議

回	年月日	協議事項等
	令和３年１月20日	議長に中間答申
10	令和３年８月27日	議員定数の検証・検討について協議
11	令和３年11月24日	議員定数の検証・検討について、市民との対話の場の充実について協議
12	令和４年４月15日	議員定数の検証・検討について協議
13	令和４年５月23日	議員定数の検証・検討について協議
14	令和４年６月23日	議員定数の検証・検討について協議
15	令和４年７月27日	議員定数の検証・検討について協議
16	令和４年11月25日	議員定数の検証・検討について、市民と議会の意見交換会の振り返りについて協議
17	令和４年12月15日	議員定数の検証・検討結果の報告、市民と議会の意見交換会について協議
18	令和５年８月21日	次期議会活性化検討委員会への申し送り事項について協議

10　議会活性化検討委員会2023の取組

(1) 趣旨

議会の活性化については、長野市議会基本条例に基づき、これまでタブレット端末の導入、決算認定方法や議員定数の見直しなど、精力的に推進してきたが、より市民に開かれた身近な議会を目指し、継続的に議会活性化に取り組んでいく必要があるため、令和５年12月15日に議長から諮問された。

(2) 検討組織

検討組織は、会議規則に規定する協議又は調整を行うための場として設置された議長の諮問機関である議会活性化検討委員会2023とする。議会活性化検討委員会2023は、令和５年８月21日決定の議会活性化検討委員会2019からの申し送り事項も踏まえ、長野市議会の活性化等に関する事項について調査及び審議し、議長に答申する。議長へ答申された事項の実現に向けての具体的な取扱いは、議会運営委員会において協議・決定する。

(3) 調査及び検討の期間

議会活性化検討委員会2023は、令和５年11月21日に設置され、令和５年12月15日の第１回検討委員会以降15回にわたり会議を開催している。

(4) 審議経過

回	年月日	協議事項等
	令和５年11月21日	議会活性化検討委員会2023を設置
1	令和５年12月15日	議長から諮問 正副委員長互選 委員会の確認事項、議会活性化項目について協議
2	令和６年１月11日	議会活性化項目について協議
3	令和６年２月16日	議会活性化項目について協議
4	令和６年３月18日	意見交換会について 議会の情報発信について
5	令和６年４月12日	意見交換会について 議会の情報発信について
	令和６年４月22日	議長に中間答申

回	年月日	協議事項等
6	令和６年５月７日	意見交換会について 広報広聴委員会について
7	令和６年６月６日	意見交換会について 広報広聴委員会について
8	令和６年７月11日	意見交換会について 広報広聴委員会について
9	令和６年８月19日	中間答申について
	令和６年８月28日	議長に中間答申
10	令和６年９月５日	意見交換会について
11	令和６年10月11日	意見交換会について
12	令和６年12月19日	意見交換会の振り返りについて 今後の検討事項について
13	令和７年５月26日	今後の検討事項について
14	令和７年８月14日	活性化項目の今後の取扱いについて
15	令和８年２月13日	聴覚障害者等に対する合理的配慮について
16	令和８年５月11日	議場における字幕表示モニターの設置について
17	令和８年７月７日	６月定例会字幕表示モニターの検証について
18	令和８年８月20日	９月定例会字幕表示モニターの試行について 追加の議会活性化項目について
19	令和８年９月25日	中間答申（案）について
	令和８年９月29日	議長に中間答申
20	令和８年10月１日	副委員長互選 優先的に協議する議会活性化項目について
21	令和８年10月５日	主権者教育の取組について 質問時間について

11　議会報告会の開催

(1) 趣旨

市民に信頼される議会、より市民に身近な議会の実現に向け、情報公開と市民参画及び市民意見の把握と反映に努めるとともに、議会での議論の経過と議決に関する説明責任を果たす。

（議会基本条例検証・議会活性化検討委員会答申より）

(2) 開催実績

回	年月日	時間	場所	内容	参加人数
1	平成25年５月10日（金）	午後６時～ 午後８時20分	長野市役所第二庁舎10階 講堂	・市議会の仕組み ・３月定例会の概要 ・常任委員会の報告 ・特別委員会の報告 ・質疑応答	78人
2	平成26年５月10日（土）	午後２時～ 午後４時５分	同上	同上	110人
3	平成27年５月16日（土）	午後２時～ 午後４時	同上	同上	70人
4	平成28年５月14日（土）	午後２時～ 午後４時３分	同上	同上	63人

12　市民と議会の意見交換会の開催

(1) 趣旨

平成28年度まで開催していた議会報告会を、平成29年３月１日の議会活性化検討委員会2016からの中間答申を受け、さらに市民の意見を取り入れて開かれた議会とするため、議会報告会の開催方法等の検討を行い、平成29年度から報告会形式を意見交換会形式へ大きく見直しを行い、名称を「市民と議会の意見交換会」として開催。令和４年度と令和５年度は、オンラインでの参加を可能とし、会場での参加と併用して開催した。

令和６年度からは、若い世代に議員を身近に感じ、議会について知ってもらうため、議員が市立長野高等学校及び清泉女学院大学（現 清泉大学）を訪れ、ワールドカフェ方式による「議員と話そうカフェトーク」を開催している。

(2) 開催実績

回	年月日	時間	場所	内容	参加人数
1	平成29年７月23日（日）	午前10時～ 正午	長野市役所 第二庁舎10階 講堂・会議室	・公共施設の在り方 ・人口減少対策 ・中心市街地と中山間地域のまちづくり ・農業の多様な担い手の確保と育成	49人
2	平成30年５月12日（土）	同上	同上	・未来を見据えた公共施設の在り方 ・小中学校の在り方、小中連携教育 ・中心市街地活性化と公共交通 ・農地の有効利用と耕作放棄地対策	56人
3	令和元年５月11日（土）	午前10時～ 正午	長野市役所 第二庁舎10階 講堂・会議室	・次の世代に先送りさせないための公共施設マネジメントについて ・少子化の時代にあった小・中学校とは（学力・部活・通学区域・学校統廃合） ・中心市街地活性化と公共交通について ・農林業の担い手の確保について	57人

回	年月日	時間	場所	内容	参加人数
4	令和２年５月10日（日） （中止）	中止	中止	・今後の公共施設の在り方～あなたにとっての公共施設とは～ ・小規模校における、子どもにとって望ましい教育環境の在り方とは ・中心市街地活性化と公共交通について ・復興から持続可能な農林業を目指して	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
5	令和３年５月15日（土） （中止）	中止	中止	・公共交通について～あなたが利用できる公共交通とは～ ・持続可能な農林業を目指して～人・農地プランの充実について～ ・今、災害から自分たちの命を守るためには～みんなで考えよう適切な避難～ ・望ましい教育環境とは～学校規模の観点から～	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止
6	令和４年５月21日（土）	午前10時～ 午後３時30分	長野市役所 第一庁舎７階 第一、第二委員会室 長野市役所 第二庁舎10階 講堂	・持続可能な農林業を目指して～農業の持つ魅力について・林産業を活性化して長野市の森を守る～ ・災害から自分たちの命を守るために～適切な避難を考えよう～ ・善光寺御開帳後の観光誘客の取組とスポーツコンベンションの推進について ・公共交通について～あなたが利用できる公共交通とは～	52人 うち、オンライン13人
7	令和５年５月27日（土）	同上	同上	・災害から自分たちの命を守るために～日常から備えておくこと～ ・利用しやすい公共交通について考えよう ・気づいていない長野市の魅力 ・長野上田間の水道事業の広域化	58人 うち、オンライン５人
8	令和６年11月７日（木）	午後２時50分 ～ 午後４時40分	市立長野高等学校	・ふだん使っている電車、バスは便利？ ・休みの日に市内で過ごしたい場所はどこですか？ ・将来、長野市で就職したいですか？ ※市立長野高等学校の生徒と、テーマに基づく意見交換会を、ワールドカフェ方式で実施	26人
9	令和６年11月14日（木）	午後４時15分 ～ 午後５時45分	清泉女学院大学 上野キャンパス	・若者向けの公約を考えよう ※清泉女学院大学の学生と、テーマに基づく意見交換会を、ワールドカフェ方式で実施	30人

回	年月日	時間	場所	内容	参加人数
10	令和７年８月４日（月）	午前10時 ～ 正午	清泉大学 上野キャンパス	・あなたが就職や生活をする上で、大事にしたいことは何ですか？ ・現在暮らしているまちで、あなたが大切にしたいことは実現できますか。難しい場合、その課題は何ですか？ ・若者が活躍（大事にしたいことを実現）できるまちになるには、どうしたらよいですか？ ※清泉大学の学生と、テーマに基づく意見交換会を、ワールドカフェ方式で実施	14人
11	令和７年11月20日（木）	午後２時50分 ～ 午後４時40分	市立長野中学・長野高等学校	・「卒業後も住みたいと思えるまち」ってどんなまち？ ・子どもの権利と校則、あなたはどう考える？ ・長野市の“魅力”を全国に発信するとしたら、あなたならどう伝える？ ※市立長野中学・長野高等学校の生徒と、テーマに基づく意見交換会を、ワールドカフェ方式で実施	21人
12	令和８年７月31日（金）	午前10時 ～ 正午	清泉大学 上野キャンパス	・大学生活に対して、どんな憧れや希望を持っていましたか？ ・それと比べて、今はどんなギャップを感じていますか？ ・あなたが市長になったとしたら、若者向けにどんなことを変えていきたいですか？ ※清泉大学の学生と、テーマに基づく意見交換会を、ワールドカフェ方式で実施	21人

13　長野市議会議員の政治倫理に関する条例の概要（平成21年６月30日施行）

１　条例の目的

議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

２　議員及び市民の責務

(1) 議員の責務
① 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。
② 議員は、①の責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養うとともに、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。
③ 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯(し)かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

(2) 市民の責務
市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

３　行為規範

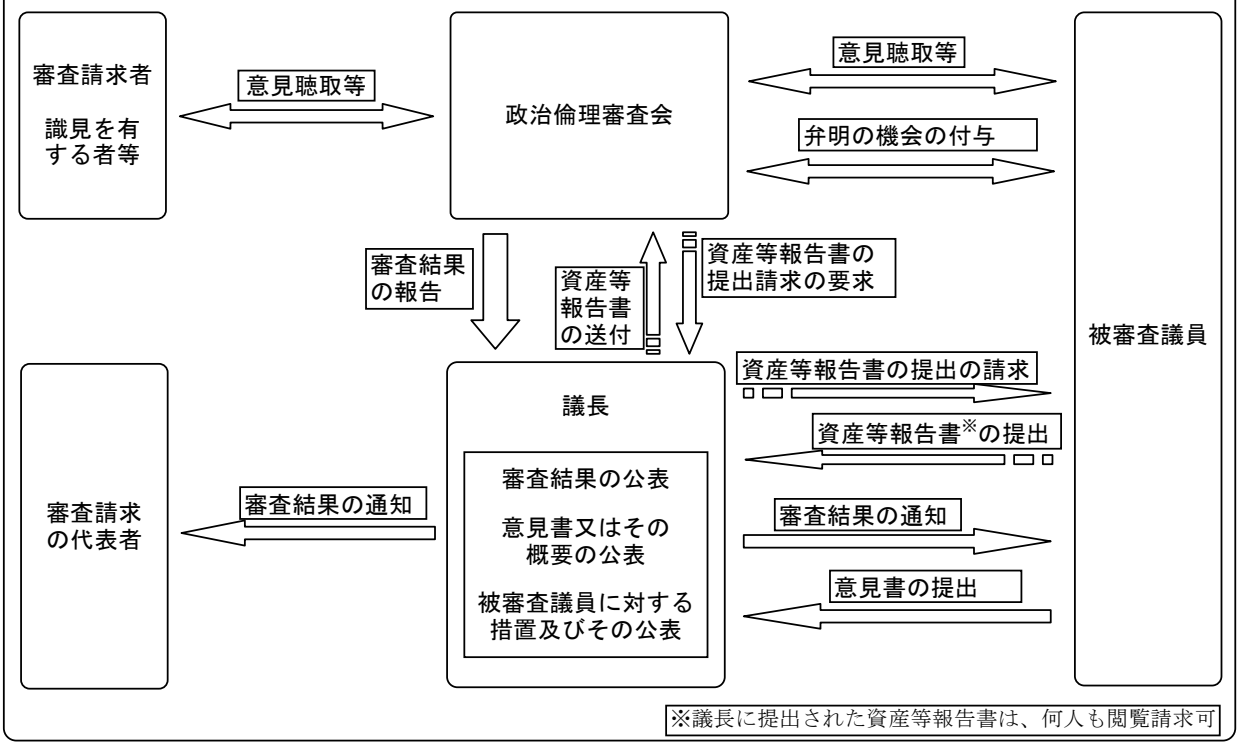
議員は、次の行為規範を遵守しなければならない。
① 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。
② 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
③ 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
④ 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

４　審査の請求・政治倫理審査会の設置

(1) 議員又は有権者は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、次により議長に対し審査を請求することができる。
① 議員：議員定数の12分の１以上で、かつ、２以上の会派の議員の連署
② 有権者：有権者総数の 100分の１以上の連署

(2) 議長は、審査の請求があったときは、議会に長野市議会議員政治倫理審査会を設置する。
① 委員11人以内で組織
② 委員は、議員のうちから議長が指名

５　政治倫理審査会の審査・議長の措置等



(1) **長野市議会議員政治倫理審査会の審査について（令和５年２月13日審査請求）**

審査経過等

回	年月日	協議事項等
	令和５年２月13日	審査請求代表者が行為規定違反審査請求書を提出
	令和５年２月14日	長野市議会議員政治倫理審査会を設置
1	令和５年２月22日	正副会長互選 今後の審査会の進め方について協議
2	令和５年３月６日	審査請求者から意見聴取
3	令和５年３月17日	被審査議員からの意見聴取
4	令和５年４月14日	被審査議員の弁明について協議
5	令和５年４月26日	職員への聴き取り調査について協議
	令和５年５月	職員への聴き取り調査（一部の委員）
6	令和５年５月31日	専門家への聴き取り調査について協議
7	令和５年６月22日	職員への聴き取り調査の内容について調査に参加しなかった委員に内容を報告し、協議
8	令和５年７月５日	専門家への聴き取り調査①
9	令和５年７月７日	専門家への聴き取り調査②
10	令和５年７月19日	審査結果の取りまとめ
11	令和５年７月26日	議長への報告書の内容について 第10回審査会の協議の結果を踏まえて作成した報告書（案）の内容を確認し、確定
	令和５年７月28日	審査会会長から議長に、審査結果を報告 議長から審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査結果を通知
	令和５年８月12日	被審査議員から、審査結果に対する意見書が提出される。 審査結果及び審査結果に対する意見書を公表
	令和５年８月21日	議長は、議会運営委員会に審査結果を報告した上で、被審査議員に対して審査会が必要と認める措置を講じ、その内容を公表

(2) **長野市議会議員政治倫理審査会の審査について（令和６年８月８日審査請求）**

審査経過等

回	年月日	協議事項等
	令和６年８月８日	審査請求代表者が行為規定違反審査請求書を提出
	令和６年８月19日	長野市議会議員政治倫理審査会を設置
1	令和６年８月27日	正副会長互選 政治倫理審査会の進め方について協議
2	令和６年９月５日	審査請求者から意見聴取
3	令和６年10月２日	今後の審査会の進め方について協議
	令和６年10月11日	被審査議員の代表者から、弁明及び質疑に関する文書の提出がされる
4	令和６年10月22日	今後の審査会の進め方について協議
	令和６年10月23日	委員の辞任及び補充
	令和６年10月29日	被審査議員の代表者から、要望書の提出がされる

回	年月日	協議事項等
5	令和６年10月30日	被審査議員からの意見聴取
	令和６年11月１日	委員の辞任及び補充 市議会議員の一人から、被審査議員に対する抗議文が提出される
6	令和６年11月22日	会長互選
7	令和６年12月25日	被審査議員に対し調査を求めることについて協議
	令和６年12月26日	被審査議員へ調査票を発出
	令和７年１月31日	被審査議員から、調査に対する回答の提出
8	令和７年２月14日	調査に対する回答及び今後の審査について協議
9	令和７年３月28日	審査請求書に記載された内容の確認
	令和７年５月12日	被審査議員の代表者から要望書が提出される
10	令和７年５月12日	審査請求書に記載された内容の確認
11	令和７年５月28日	審査請求書に記載された内容の確認
12	令和７年６月６日	審査請求書に記載された内容の確認及び報告書の作成方法について協議
13	令和７年７月30日	委員の発言取消し及び協議概要の記載について協議
14	令和７年８月18日	報告書の記載内容について協議
	令和７年９月30日	副会長議員辞職
	令和７年10月８日	委員の補充
	令和７年10月16日	被審査議員から弁明書が提出される
15	令和７年10月17日	副会長の互選 報告書の記載内容について、正副会長（案）を協議
16	令和７年10月20日	報告書の記載内容について協議 確定
	令和７年10月23日	審査会会長から議長に、審査結果を報告
	令和７年10月27日	議長から審査請求代表者及び被審査議員に対し、審査結果を通知
	令和７年11月11日	被審査議員から、審査結果に対する意見書が提出される。
	令和７年11月12日	審査結果及び審査結果に対する意見書を公表
	令和７年11月19日	議長から議会運営委員会に審査結果を報告
	令和７年11月27日	議長から被審査議員に対して審査会が必要と認める措置を講じ、その内容を公表

本会議議席図（第一庁舎８階）

会計局長	消防局長	危機管理防災監	農林部長	総務課長	総務議事調査課長

都市整備部長	建設部長	環境部長	上下水道局長	教育次長	教育次長

議会事務局長	議　長

農業委員会会長	選挙管理委員会委員長	監査委員	上下水道事業管理者	教育長

秘書課長	保健福祉部長	保健所長	こども未来部長	スポーツ部長	観光文化部長

政策調整監	総務部長	企画政策部長	財政部長	地域・市民生活部長	経済産業振興部長

市　長	副市長			

演　壇

質問席

１ 木村けいた	２ 内藤武道	３ 和田凌弥	４ 山﨑昭夫

５ 山﨑裕子	６ 倉野立人	７ 山岸晃	８ 本木晋

９ 滝沢真一	１０ 佐藤高志	１１ 原ようこ	１２ 東方みゆき

１３ 浅川徹	１４ 藤澤紀子	１５ 清水美加子	１６ 西脇かおる	１７ 箱山正一	１８ 加藤英夫

１９ 青木敏明	２０ 桜井篤	２１ 和田一成	２２ 金沢敦志

２３ 阿出川希	２４ 黒沢清一	２５ 鈴木洋一

２６ 堀内伸悟	２７ 松井英雄	２８ 手塚秀樹	２９ 北沢哲也	３０ 市川和彦	３１ 若林祥	３２ 松田光平	３３ 西沢利一

３４ 小泉栄正	３５ 宮崎治夫	３６ 寺沢さゆり

傍　聴　席（９６席）

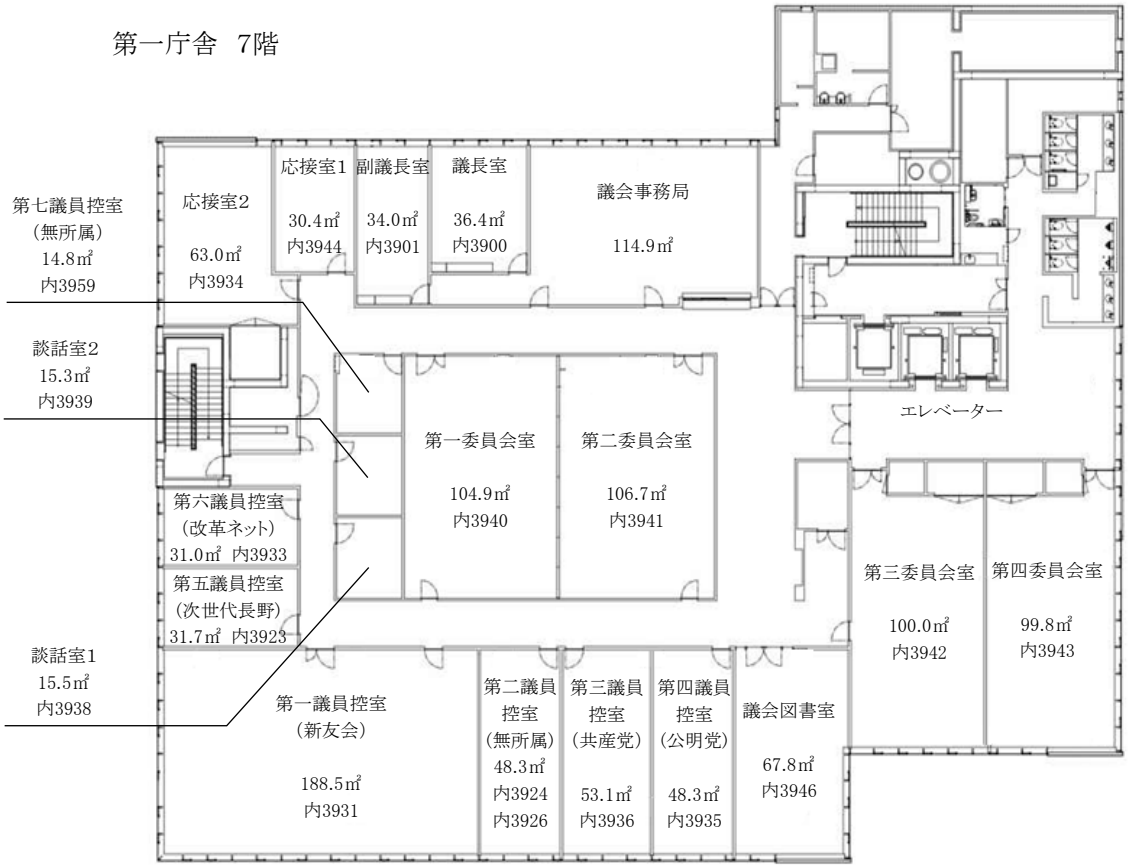
要約筆記席

記者席

車椅子席（４席）

議会関係各部屋見取図

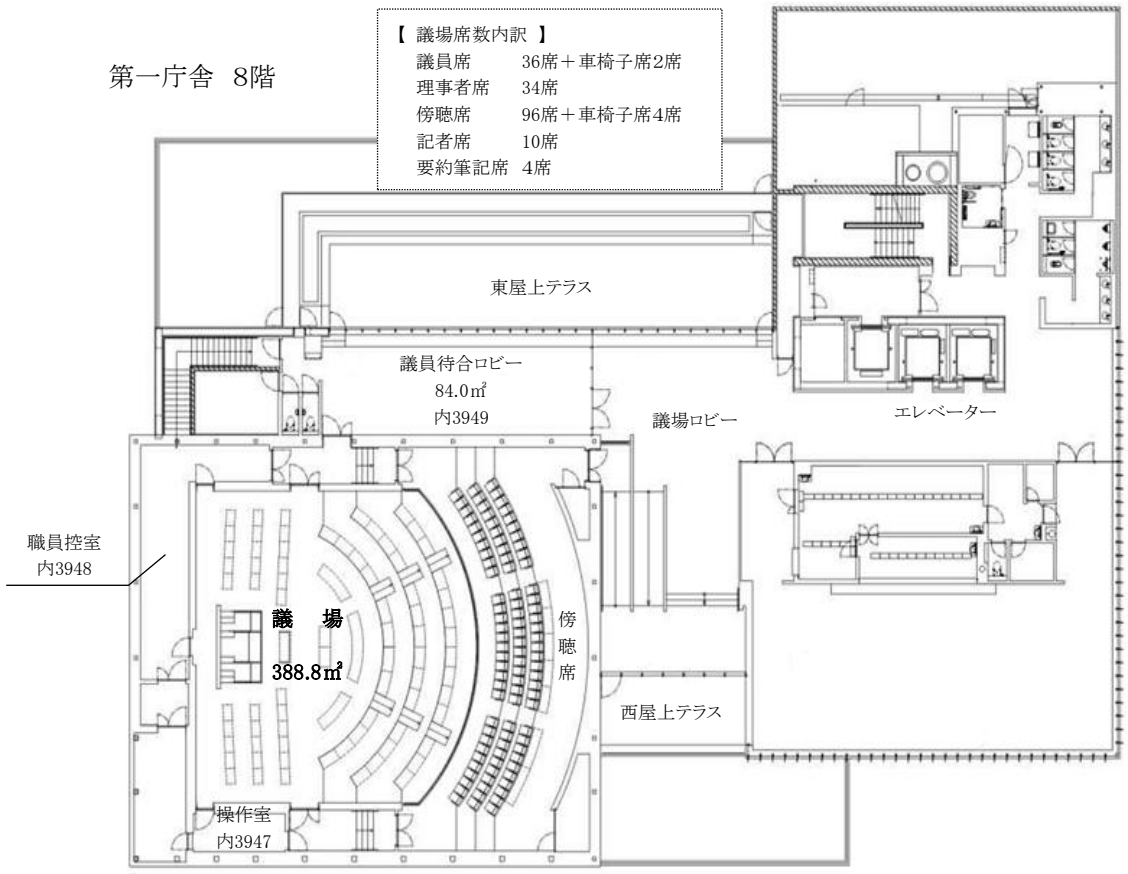
第一庁舎　7階



第一庁舎　8階

【 議場席数内訳 】

議員席	36席＋車椅子席2席
理事者席	34席
傍聴席	96席＋車椅子席4席
記者席	10席
要約筆記席	4席



令和８年10月発行

発行・編集　長野市議会事務局
〒380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
ＴＥＬ：026-224-5057
ＦＡＸ：026-224-5105
E-mail：gikai@city.nagano.lg.jp
ＵＲＬ：https://www.city.nagano.nagano.jp